

官 報 (号 外)

五法案について、総理及び関係大臣に質問をいたします。

質問に先立ち、一言申し上げます。

個人情報保護関連五法案の審議について、本来は、行政機関における個人情報保護法案以下の四法案については総務委員会で、個人情報の保護に関する法律案は内閣委員会に付託をして審議するのが常道であります。にもかかわらず、今回は新たに特別委員会を設置して審議を行うことになりました。

新たに特別委員会を設置をして審議する以上、そのメリットである集中的で濃密な審議を行うための十分な審議時間の保証と、総理自らが特別委員会に出席をして説明責任を果たすべきであると考えますが、総理の認識を伺います。

は、総理が、昨年、衆院で廃案となつた旧法案が審議される前から、法案の欠陥を認められて修正に言及されるなど、丸投げ総理には珍しく、自ら法案の修正を指示されてきたからであります。

そこで、総理に伺いますが、旧法案の一體どこに欠陥があつたのか、どのように修正を指示されたのか、そして、本法案は国民、消費者、報道機関の批判に十分にこたえ得ると考えられておられるのか、総理の答弁を求めます。

修正された政府案は、旧法案の構造と枠組みを維持しており、抜本的な見直しとはほど遠く、相変わらず個人情報を取り扱う側からの主張であり、依然として国民の表現の自由やメディアの報道を法的に規制する意図を持った欠陥法案だとおもふ。総理、これでは、修正の指示をはしたものの、あとはやっぱり与党と官僚に丸投げざるを得ません。総理、これでは、修正の指示をはしたもの、あとはやっぱり与党と官僚に丸投げ

げだったと言われても弁解の余地はないのではありますか。

とりわけ、民間に広く義務規定の網を掛けたために、衆院でカーナビ論争が展開されたように、規制過剰などの批判がある反面、債務者リストの売買や迷惑電話防止、医療分野等には不十分なものとなってています。帶に短し、たすきに長しというのが政府案であります。金融や医療などのセンシティブな情報を扱う分野に対しては更に個別法を早急に制定する必要があるのでないですか。

御答弁ください。

に、国民の知る権利に必要な報道の自由が限定されるおそれが強まると考えますが、総理の見解を伺います。

民間や行政機関が仕事をする上で、個人情報を集め利用することが必要だということは、国民のだれもが理解しているのではないでしょう。しかし、こうした収集・利用が行政機関にとっての

利便性だけを追求するものであってはなりません。しかるに、政府案では、行政機関の適正な運営が主目的となつておき、個人の権利利益は副次的な目的になつてゐると言わざるを得ません。

べき事柄は個人情報の保護であり、個人の権利利益の擁護であります。このため、あくまでも個人情報はその本人のものであることを明確にし、自己情報のコントロール権の考え方を基礎として行政機関の個人情報の収集、利用のルールを定めるべきであると考えますが、いかがですか。総理の答弁を求めます。

個人情報保護と行政による国民管理は紙一重であります。法案作成に当たっては、個人情報保護

の名の下に行政が国民を管理することのないよう十分に配慮しなければなりません。しかるに、民間に対する政府提出個人情報保護法案には、事業者に対する主務大臣の監督権限が依然残されたままであります。また、主務大臣の権限、事務に関する事項は官僚に委任することができるとなつて

います。これでは主務大臣又は官僚による恣意的な介入の専業者との競争が起きかねません。専

に、報道機関に関しては、放送機関・新聞社・通信社は適用除外と明記をしていますが、その他については、その他報道機関と一々くくりにされており、主務大臣や官僚の裁量にゆだねられるおそれ

あります。
よつて、各省庁から独立した強力な第二者機関を新たに設置をして、主務大臣にではなく当該機関に権限を与えるべきではありませんか。総理の答弁を求めます。

総理は、衆院本会議の答弁で、新たな第三者機関設置は行政改革に反するという答弁をされています。総理の行革への基本姿勢を疑わざるを得ません。総理の目指す行革とは、家を壊し更地にして売り払うというスクラップ・アンド・スクラップと言つざると尋ねます。総理、本当にアンド・スクラップ

本来の行政改革とは、無駄な仕事をなくし、国民にとって真に必要な組織をつくる、すなわちスクラップ・アンド・ビルトが必要なのではないでしょうか。行政改革に対する総理の見解を伺います。

思想、信条、宗教は個人の内心の自由であり、そもそも行政機関に巴屋をされ、管理されるべき

の範囲で必要とされるものではありません。だ
ら、地方自治体の個人情報保護条例では、この
うな個人情報の収集制限をほとんどの自治体で

けているのです。

このため、センシティーブな情報として、思想、宗教、人種、民族、犯罪歴、社会的差別の因となる社会的身分については原則として行政機関が取り扱うことを禁止すべきではありません。総理の見解を求める。

幅が大きいと、国民監視になりかねないくらい膨大な個人情報が収集されたり悪用されたりす
す。おそれがあります。特に、政府提出の行政機関に対する個人情報保護法案では、個人情報の収集について、収集方法や収集範囲等を制限する規定なく、官僚にフリーハンドを与える内容になつ
ります。また、個人情報の目的外利用の要件緩やかで行政の裁量幅が大きく、本人の知らな
間に個人情報が流用されたりするおそれがあり

利用目的以外の目的のために保有個人情報を自
己利用し提供しようとすることに関しては、個人
情報保護の観点から一定の制限を設け、官僚の行
為に歯止めを掛けるべきであると考えますが、總
じにいかがお考えでしょうか。答弁を求めます。

さらにもう一つ、目的外利用の是非の判断に当たるのが
該行政機関であり、プレーヤーが審判も兼ねる

という問題点もあります。個人情報の収集、利用について定める行政機関の個人情報保護法制は、行政機関の日常業務と直結する法律であります。国民が安心できるようにするために、所管官庁の判断に任せることではなく、有識者から成る情報公開・個人情報保護審査会に対して目的外利用の是非について意見を求めることが必要と考えます。総理の見解を求めます。

(号外) 報官

防衛庁が自衛官の募集のために住民基本台帳にある四情報と家庭環境や健康状態などの情報を地方自治体に提供させていたことが明らかになりました。十八歳前後の適齢者を自治体に選び出させ、その情報を外部に提供させることは、閲覧に限った住民基本台帳法に違反するのではないか。総務大臣の見解を求めてます。

さらに、防衛庁はこのような個人のプライバシーに関する情報の収集を禁止し、既に集めたデータは直ちに廃棄すべきだと考えますが、防衛庁長官の答弁を求めます。

高度情報化社会においては、行政機関の間などまらず、行政機関と民間の間でも簡単にデータのやり取りができます。行政機関が勝手にお互いの保持する個人情報を交換して国民監視リストともいうべきデータリストをつくり上げたり、その巨大なデータリストを利用して有利に営業を行おうとする者がクラッキングしたりするなど、不法目的外利用や情報漏えいのおそれがあります。目的外利用の制限で足りるとする考え方もあるかもしれませんが、ここは慎重に慎重を期して、データマッチングに関する明確な規定を置くべきであると考えますが、総務大臣に伺います。

個人情報に係る取消し訴訟に関しては、国民全員の利便性に配慮する必要性があります。かかるに、政府案には裁判管轄に関する明示の規定がないことになります。地元居住者に対する配慮が欠けていると思われますが、これはいかなる理由によるものなのか、総務大臣に伺います。

膨大な個人情報を保持する行政機関には特に厳しい姿勢で臨み、実効性のある罰則を設けなければなりません。しかるに、政府案では、罰則規定は官僚等が利己的動機で個人情報を不正利用した場合などにしか対応しておりません。

そのため、昨年、防衛庁において問題となつた、別の情報公開の担当者が関連部署から請求者の情報を聞き出すなどして、請求時には記述の必要な情報公開請求者本人の生年月日や所属する市民グループなどの個人情報を記載したリストを作成したというような事件は不間に付される可能性が非常に高く、その意味で政府案は行政機関に甘い法案であると言わざるを得ません。この点について、総理はいかがお考えなのか、伺います。

最後に、二十世紀末から進展した情報社会は人々の働き方や暮らし方を大きく変えました。グローバリズムという名の構造改革のあらしは経済や社会のありよう抜本的な変革を迫っています。このような社会情勢の下で、個人情報保護制度の必要性はだれもが認めるところであります。にもかかわらず、個人情報保護法案にこれだけの批判が強いのは、政府案の内容に多くの問題点があることもさることながら、国民の間に少しきとの懸念が示されたことから、今般、報道の

根強いからではないでしょうか。防衛庁の個人情報の流出などは氷山の一角であり、政府と行政が個人情報保護の名の下に国民管理を強めたいとの理由によるものなのか、総務大臣に伺います。

小泉総理、今必要なことは、野党の修正要求を受け入れ、政府案を真に国民を保護する法案に修正することはもちろんのことですが、国民の政治不信、行政不信を払拭するためにも政権交代が何よりも必要であることを申し上げ、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 高嶋議員にお答えいたします。

特別委員会における審議の在り方についてですが、本法案などの委員会でどのように御審議いただくかについては、基本的には国会で行われます。

いざれにせよ、政府としては、IT社会が進展する中、個人のプライバシーの侵害を防止し、国民生活を守るために基盤整備としての本法案の重要性にかんがみ、参議院においても十分な審議が決めになることと考えております。

また、行政機関個人情報保護法案においては、セシティップをどうかにかかわりなく、行政機関による利用目的の達成に必要なない個人情報の保有や目的外利用・提供を厳しく制限しているところです。

報道の定義規定についてでございますが、本法案においては、憲法上も保障された報道の自由を確保するため、主務大臣による勧告、命令などの関与を伴う個人情報取扱事業者の義務について、報道機関の報道活動を適用除外とする制度を設けることとしております。

一方、旧法案に対する国会での議論や関係方面から、報道の範囲が恣意的に判断されるのではなくかとの懸念が示されたことから、今般、報道の

官 報 (号 外)

趣旨をより明確にし判断基準を客觀化するため、一般に報道と考えられているものを報道の定義として追加したところであります。報道の概念それ自体の範囲を狭くしているものではなく、報道の自由が限定されるものとは考えておりません。

自己情報コントロール権に関するお尋ねでありますが、本法案においては個人の権利利益を最大限尊重することとしており、その観点から、個人情報の取扱いについて厳格な仕組みを設けているところです。

自ら情報ニントロール権については、その内容、範囲及び法的性格に関し様々な見解があり、いまだ明確な概念として確立していないことなどから、法文上は明記しておりませんが、行政機関における個人情報の取扱いに対する本人の関与を重要な仕組みと位置付け、開示、訂正、利用停止請求権について明確に規定しているところであります。

主務大臣制についてでございますが、顧客情報などの個人情報の取扱いは民間事業者のサービス・事業活動の一環として行われ、その事業活動と不可分なものであり、当該事業に関する事務と一体的に処理することが実効的と考えます。このため、本法案においては、各事業を所管する大臣を個人情報保護についての主務大臣としているところです。

また、行政機関が公正中立に法律を執行すべきことは当然のことであります。主務大臣の権限が下位機関に委任される場合においても、行政責任は最終的には大臣が負うこととなるものであります。

なお、民間でできることは民間にゆだねるとの基本的な考え方の下、公的部門の無駄を省き、簡素で効率的な質の高い政府を実現するため、行政改革を進めるべきことは当然のことではありますが、本件に関し新たな第三機関を設けるとすれば、地方組織を含む大規模な行政組織が必要となるとともに、事業所管大臣との間に競合関係が生ずるなど、問題が多いものと考えます。

目的外利用についてでござりますが、本法案では、個人情報の利用目的を具体的に明確にさせ、その上で、行政機関による利用目的の達成に必要なない個人情報の保有や目的外利用・提供を厳しく制限しているところです。

我が国の行政制度は、各主任の大臣がそれぞれの行政分野を分担管理し、国会に対して連帯して責任を負う制度であり、行政機関の長がそれぞれの分担管理事務を行う中で個人情報の保護を適切に図ることが適当であると考えます。

また、本法案では、適法でない目的外利用があ

る場合は行政機関に利用停止を請求することができ、行政機関の決定に不服があるときは、情報公開・個人情報保護審査会において第三者的な判断がなされる仕組みを設けているところであります。個々の個人情報の目的外利用の是非についてあらかじめ情報公開・個人情報保護審査会の意見を求めるることは、行政全体に対する過大な負担や国民に対する行政の遅延をもたらすなど、問題があるものと考えます。

政府側の罰則が不十分であり、官に甘いのではないかとのお尋ねですが、旧法案では、国家公務員法の守秘義務違反に対する罰則等が既に存在することから罰則を設けておりませんでしたが、本

法案では、国会や国民各層の御意見を踏まえ、行政に対する国民の一層の信頼を確保するため、個人情報の不正な利益を図る目的での提供や、職権を濫用した収集等の当罰性の高い行為に対する処罰規定を新設することとしたところです。これにより、個人情報の不正利用を抑止する一定の効果があるものと考えます。一方、民間は個々の個人情報の不正利用について直接刑事罰の対象とする仕組みにしておらず、本法案が官に甘いという指摘は「当たらない」と考えます。

〔國務大臣片山虎之助君登壇、拍手〕
○國務大臣(片山虎之助君) 高嶋議員から二点の
御質問がございました。
第一は、日清戦争賠償のうちの支那合本の賠償

第一は、自衛官募集のための地方自治体の情勢提供についてでございますが、自衛官の募集につきましては、御承知のように、自衛隊法第九十七条第一項の規定で、市町村長は政令で定めるところにより自衛隊の募集に関する事務の一部を行ふこと、こういうことになっているんですね。また、この規定を受けまして、自衛隊法施行令第二百二十九条の規定で、内閣総理大臣は、内閣総理大臣が任務大臣ですから、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは市町村長に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができると、この二つの規定に基づいて、市町村長に対し地連等は適齢者情報の提供を求めていた。法律に基づいてやつているんです。したがって、これは住基法そのものの問題じゃなくて自衛隊法の問題でございまして、住基法から見ても全く違法ではないわけあります。また、募集に必要な限度であれば、四情

報以外を求めるということもあり得ると、こう考
えております。

ただ、防衛庁の方は、住基法の公開四情報に
限つたらどうかと、こういうことを指導されてお
りますから、今後ともその方針でやっていただき
たいと、こういうふうに思っております。

それから第一点は、データマッチングに関して
規定を置くべきではないかと。個人の権利利益を
守る、個人情報を保護するのは、個人情報をみだ
りに目的以外のことを使わせない、提供しない
と、こういうことなんですね。明確な目的の下だ
けで必要最小限度に使うと、こういうことでござ
いまして、データマッチングが必要な場合にはや
ればいいんです。ただ、みだりにやっちゃいけな
いと。

例えば、私どもの方である恩給受給者と年金の
支給調整をやる場合に、総務省が持つ恩給受給者
のデータを厚生労働省に必要な限度で提供する、
これはあつてもいいんですよ。また、あるいは出
入国の不正防止のために旅券の管理のデータを外
務省が法務省の入国管理局に提供する、必要最小
限度で、これはあつてもいいわけございまし
て、問題は目的をはっきりさせると。

そういう意味で、総務大臣に事前通知をしても
らったものは、個人情報ファイル簿については目
的をはつきり公表するわけですよ。また、目的外
利用や提供については毎年施行状況調査をやっ
て、その結果も公表するわけでございまして、そ
の意味では大変透明性が確保されておりますの
で、是非そういうことでやらせていただくと、こ
ういうことでございます。

それから三番目は、裁判の管轄に関するお尋ねでございますが、我が国の行政事件訴訟は被告である行政庁の所在地の裁判所の管轄に属すると、こうなっているんです。これはもう大原則なんですね、行政事件訴訟の。だから、これに問題があるとすれば、司法制度改革等の議論が今進められておるんですから、司法制度改革全体の議論の中では結論を出していただきたいかね。ただ、実際に訴訟が起ることは開示や訂正や利用停止のことについての行政庁の決定に対する不服がある場合に訴訟が起るわけですから、できるだけ権限は下に下ろせと。今一番こういうことで訴訟が起りやすいのは教育関係と医療なんです。だから、できるだけ学校やあるいは病院に権限を下ろせば広く現地で訴訟が起ことると、こういうことでござりますので、今後ともそういう指導をさせていただきたないと、こういうふうに思っております。

以上であります。(拍手)

○國務大臣(石破茂君) 高嶋議員より、防衛庁における個人情報の取扱いについて御指摘をいただきました。

自衛官の募集は、自衛隊の人的基盤を支え、自衛隊の精強性を維持する上で極めて重要なものでありますことから、防衛庁としては、法令の規定に基づき、地方公共団体から適齢者情報の提供を受けることにより自衛官の募集活動を行つておるところであります。

防衛庁といしましては、自衛官の募集に関し、地方公共団体から適齢者情報として提供を受けるべき範囲につきましては、個人情報の取扱いはより慎重であるべきとの観点から、氏名、生年

月日、性別及び住所の必要最小限の四情報に限定することが適切であると考えております。昨年十一月、既に所要の指示を行つたところであります。が、その周知徹底を図るため、四月二十四日、私の命により通達を発出したところであります。

適齢者情報を含む個人情報につきましては、部門規則に従い適切に取り扱っているところであります。が、防衛庁として、今後、更に適切に管理していくよう最大限努力をしてまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 山本保君。

(山本保君登壇、拍手)

○山本保君 私は、自由民主党・保守新党、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました内閣提出の個人情報保護五法案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

現在、我が国は、世界最高水準の高度情報通信社会の実現のため、様々な制度、インフラの整備を推進しております。これにより、個人ニーズを的確に反映し、迅速なサービスを提供するオンラインマーケットと呼ばれる新しい産業形態を生み出し、より便利で活力ある社会づくりが進むと考えられます。また、現今の大企業等の顧客名簿の流出などによって個人のプライバシーの権利を損なうおそれも増大しております。こうした観点から、憲法の保障する表現の自由等に十分配慮した個人情報保護法制を整備することは喫緊の課題であります。

内閣提出のこの五法案は、第百五十一国会に提出された法案を基に、メディア規制との批判を受けた基本原則部分を削除し、行政機関の職員等に

対する罰則を新設するなど、報道の自由などの人権や国民の信頼の確保、法治行政などに配慮した与党三黨の修正要求を盛り込んで再提出されたものであります。

私は、この法案が自由で民主的な情報化社会の基盤をつくるために不可欠の枠組みとなり得ると考え、一日も早く成立するよう願うものであります。以下、個人情報保護法案並びに行政機関個人情報保護法案を中心に、政府に対し質問をいたします。

まず、政府は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、いわゆるIT戦略本部を設置し、IT化の迅速な推進に努めておられます。が、そもそも小泉構造改革においてIT化推進政策はどのように意義付けられ展開されているのか、そしてこの分野での総理の考える日本の未来像はどのようなものなのか、その構想をお伺いしたいと思ひます。また、現今の大企業等の顧客名簿の流出などによって個人のプライバシーの権利を損なうおそれも増大しております。こうした観点から、憲法の保障する表現の自由等に十分配慮した個人情報保護法制を整備することは喫緊の課題であります。

そして、このIT化推進政策の中で本個人情報保護法案がどのように位置付けられるのかについて、細田国務大臣にお尋ねいたします。また、現在、携帯電話やパソコンなどの情報通信機器は私たちの生活に不可欠なものとなっており、その結果として、普通に生活をしている個人が本法案の規制対象となりやすくなるとも考えられます。

細田大臣の御見解をお尋ねいたします。

一方、現在、住民基本台帳ネットワークの本稼働に向けた取組が進められていますが、住基ネットにおける個人情報保護と本法案との関連性について、また一部には住基ネットへの接続を停止している市町村があることについての御所見を片山総務大臣にお尋ねいたします。

さて、今日のグローバル化した社会においては、個人情報を保護する法制度は世界的にも求められております。このような潮流の中で盤石な個人情報保護法制を整備することは言わば世界の常識となつております。先進国の中で十分な保護法制度を整備していないのは我が国だけとも言われております。私は、日本も個人情報をしっかりと保護し、プライバシーの権利を守る人権国家であるとすることを世界に積極的に発信すべきであると考えますが、総理の御見解をお尋ねいたします。

有名なジョージ・オーウェルの小説「一九八四年」を引くまでもなく、また、近隣の専制国家、独裁国家での著しい情報統制の姿を見ますと、表現の自由がいかに大切であるかということがよく分かります。個人情報保護法制度がその本来の目的を離れ、政府が個人を管理するための道具になってしまっては本末転倒であります。

国民の一部には、今回の法案がそのような管理制度への第一歩になるのではないかと懸念する向きもありますが、そういった不安を払拭する総理の答弁を求めます。

我が国では、戦前戦中の理不尽な言論統制への反省を踏まえ、現行憲法においては表現の自由には特別の保護が与えられております。一方、個人のプライバシーの権利は、憲法にこそ明記されておりませんけれども、すべての人の権利の母体としての憲法十三条の幸福追求権の一部であると理解されております。

官報(号外)

このように、表現の自由もプライバシーの権利も、どちらの法益も憲法上の重要な人権であります。ですが、時としてこの両者は対立することがあるわけです。この二つの関係について細田大臣の見解をお尋ねします。

また、金融、医療、教育、信用情報など、個人が余り明らかにしてほしくない情報を多分に保有する分野については、更に個別法による取扱いの適正化が必要であると私も考えますが、それが整備されるまでの対応について細田国務大臣にお尋ねいたします。

次に、個人情報保護法案は種々の個人情報保護法の基本法ともいうべきものです。法案の第三条、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならぬ」という理念、基本理念はすべての者が理解し、守らなければなりません。しかしながら、本法案が強制力をもつて規制を掛けようとしている対象は、あくまで個人情報を業務として取り扱う者に限定されています。

そこで、細田大臣には、本法案の条文の理念規定と義務規定との違いについて分かりやすく御説明していただきたいと思います。

一方、メディアの中には、心ない言論による暴力などにより無辜の人々に金銭では補償できない被害をもたらしたり、青少年の健全育成を妨げるなど不適切な記事を掲載するものも存在しますが、しかしながら、これまで放送機関、新聞社、通信社のほか、雑誌などのメディアが政官財の重大な事件等をえぐり出し民主政治の健全な発展に寄与した意義は大きく、今後もその活動は最大限

に保障されなければならないと考えます。

本法案では明確な報道の定義が加わり、週刊誌などについてもここで言う報道に該当するということは政府の答弁でも明らかになりつつあります。しかし、依然として、本法案中の主務大臣の関与の規定によって国会議員や公務員のスキャンダルが報道できなくなると懸念する向きもあります。そこで、雑誌などのメディアが民主主義社会に果たす重要性、それを規制することへの懸念、これについて細田大臣の明確な答弁を求めます。

次に、今回提出された行政機関個人情報保護法案では、行政機関の職員等に対する罰則が新設されました。しかし、依然として、本法案に対して、官には甘く民には厳しい規制であるという批判もあります。そこで、本法案がそのようなものではないということを政府は分かりやすく説明する責任があると思いますので、片山総務大臣の見解を求めます。

個人情報を最も集積しているのは、国や地方公共団体等の行政機関であります。ところが、防衛省の個人リスト作成問題など、国民の信頼を損ねるような事件が起きたことは大変遺憾であります。どんなに良い法律をつくっても、それを執行する公務員にモラルがなければ法律の理念は絵にかいたもちとなってしまいます。今回の法案提出を機に、改めて公務員の個人情報の取扱いについての倫理の確立を行うべきであるとも考えます。

最後に、個人情報保護法制は、濫用されれば国民の権利に重大な侵害も起こし得るものであります。厳正な運用が求められます。そのためにも、御指摘のように、OECD加盟三十か国中、民間部門を包括的に対象とする法制が未整備なのは我が国を含めて五ヵ国のみとなっているなど、国際的に個人情報保護に関する各種の取組が進んでおり、これらと整合性を保った国内法制の整備が

ただし、国民の不安を払拭する責務があると考えます。衆議院での審議に負けないよう、与野党問わず、本案についての議論を深めていこうではありますか。

政府におかれでは、個人情報保護法制が成立した場合、当然、国会審議や附帯決議などを尊重し、これに沿う形で厳格に法を実施していくべきと考えますが、この点についての總理の御所見をお伺いし、質問を終わります。

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 山本議員にお答えいたします。

IT化推進政策についてございますが、我が国では、世界最先端のIT国家の実現に向けてIT戦略本部を中心にIT政策を進めているところであり、これまで世界で最も安い水準の高速インターネットサービスを実現するなど、数多くの成果を上げてまいりました。

ITは、新市場の創出など、日本経済を再生させる上で極めて重要な役割を担っております。今後とも、IT政策を一層推進し、我が国の明るい未来の実現の向けて努力してまいりたいと考えます。

個人情報保護法制を早期に整備し、人権国家であることを世界に発信すべきとのお尋ねでござります。

御指摘のように、OECD加盟三十か国中、民間部門を包括的に対象とする法制が未整備なのは我が国を含めて五ヵ国のみとなっているなど、国際的に個人情報保護に関する各種の取組が進んでおり、これらと整合性を保った国内法制の整備が

急務となっております。

本法案は個人の権利利益の保護を目的としており、こうした法制度を整備することが我が国が人権を尊重した国家であるとの国際的評価を得ることになるものと考えております。こうした観点からも、本法案の早期成立をお願いする次第であります。

個人情報保護法案が管理社会への第一歩となるのではないかとの懸念についてでございますが、本法案は、ITを活用した個人情報の利用が急速に拡大している状況等を踏まえ、国民が安心して様々なサービス等のIT社会の便益を受けられるようになるため、民間のあらゆる分野を通ずる必要最小限度の規律を設け、個人情報保護のための制度的基盤を整備するものです。

本法案においては、個人情報取扱事業者に対する義務規定は個人情報を事業の用に供していない一般私人には及びません。また、当事者間による自主的な解決を尊重しており、主務大臣の勧告、命令などは事業者による悪質な取扱いがなされた場合に限定されることになります。したがって、本法案が政府が個人の活動に不当に介入するといふような管理社会への道を開くものとなるとは考えておりません。

個人情報の取扱いに関する公務員倫理の確立についてでございますが、本法案は、電子政府を推進する中で、個人の権利利益の侵害を防止し、国民生活を守るために基盤整備として不可欠なものであり、個人情報を取り扱うすべての行政機関の職員が法の趣旨や仕組みを的確に理解し、法を厳正に運用していくことが強く求められるものと考えます。このため、職員に対する教育、研修を

しっかりと行い、国民の不安を招くことがないよう、個人情報の慎重な取扱いについて万全を期してまいります。

国会審議や附帯決議などを尊重して個人情報保護法案を厳格に実施すべきとのお尋ねでございましたが、個人情報保護法案の実施に当たっては、国

会での議論や附帯決議などを十分に尊重し、国民生活への過剰な規制やIT社会発展の妨げにならないよう配慮しつつ、個人の権利利益の保護に万全を期してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。（拍手）

（國務大臣細田博之君登壇、拍手）

○國務大臣（細田博之君） 山本議員にお答え申し上げます。

まず第一は、IT化推進政策における個人情報保護法案の位置付けと関連性についてのお尋ねでございました。

本法案は、より良いIT社会を実現し、国民が安心してIT社会の便益を受けられるようにするために、個人情報の保護のための制度的基盤を整備しようとするものであります。

政府のIT戦略本部では、現在、e-Japan

n重点計画二〇〇一、昨年の六月十八日に決定されたものでございますが、これに基づきまして関係策を迅速かつ要点的に実施しておりますが、個人情報保護のための法整備につきましては、同計画の重点政策分野、五分野挙げておりますが、その第五といたしまして、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保が必要である、そのための重要な施策として個人情報保護法の整備が必要であると明確に位置付けておるわけでございました。

ざいますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、個人情報保護法案の個人の一般生活への適用についてお尋ねがありました。

本法案における規律の対象になる個人情報取扱事業者に該当しますのは、まず第一に、個人が識別可能な個人情報を体系的に整理した個人情報データベース等を利用し、第二には、そのデータベース等を事業の用に供しており、第三には、適用除外の政令に該当しない場合に限られておるわけでございます。

このうち、事業の用に供している場合は、当該行為が一定の目的を持って反復、継続的に行われており、かつ、その実態から見て社会通念上事業として認められる場合を「いものであります。」御指摘のように、一般生活において個人がパソコンや携帯電話などを利用している場合には事業の用に供していることにはならず、個人情報取扱事業者には該当いたしません。

次に、表現の自由とプライバシーの権利の法益の相克についてのお尋ねがございました。

憲法第十三条におきまして、「すべて国民は、個人として尊重される。」と明記されておりますことを踏まえまして、本法案第三条におきましても、個人情報の適正な取扱いと個人の人格尊重の理念との関係を明確に規定しております。

一方、報道等の分野につきましては、表現、報道の自由が憲法上も保障されており、本法案においても、公権力との関係でその自立性が確保され

るべきものとの観点から、主務大臣による勧告、命令などの関与を伴う法案第四章の義務規定について適用を除外するなど、公権力の関与を明確に規定しております。

次に、個人情報保護法案の条文の構造につきましても、公権力との関係でその自立性が確保され

るべきものとの観点から、主務大臣による勧告、命令などの関与を伴う法案第四章の義務規定について適用を除外するなど、公権力の関与を明確に規定しております。（拍手）

排除することを明記しております。

しかし、報道分野におきましても、人格尊重の理念の下に個人情報を慎重に取り扱うべきことに変わりはないことから、法案第五十条第三項においては、個人情報の適正な取扱いを確保するべきことを明記しておるわけでございます。

このように、本法案におきましては、報道、表記デーベース等を利用し、第一には、そのデータベース等を事業の用に供しており、第三には、適用除外の政令に該当しない場合に限られておるわけでございます。

次に、特定の分野における個別法整備の必要性と個別法が整備されるまでの間の法の運用についてのお尋ねがございました。

本法案はあらゆる分野を通じました一定の規律を定めるものでございますが、特に厳格な規律を要する個人情報につきましては、法案第六条三項によりまして本法案の規律を上回る必要な追加的な法制上の措置等を義務付けております。また、法案第七条は政府に対しまして個人情報の保護において基本方針の策定を義務付けており、各府省の措置の推進を図ることとしております。

本法案の規律内容自体によりまして事業者に対する必要最小限の水準は確保されているところであります。しかし、いざれにいたしましても、追加的な措置の推進を図ることとしております。

本法案の規律内容自体によりまして事業者に対する必要最小限の水準は確保されているところであります。しかし、いざれにいたしましても、追加的な措置の推進を図ることとしております。

また、従来、特に公権力との関係で、メディアの自立性が確保されるべきものとされていること

から、本法案において、雑誌等を含む報道分野に対する公権力との関係でその自立性が確保され

るべきものとの観点から、主務大臣による勧告、命令などの関与を伴う法案第四章の義務規定について適用を除外するなど、報道の自由を制限することのないよう万全の措置を講じているところであります。したがって、雑誌などのメディアが国会議員や公務員のスキャンダル報道ができなくなるとの懸念は当たら

についてのお尋ねがございました。

本法案は、個人情報保護全体に関する基本法ともいうべき部分と民間の事業者に対する一般法に相当する部分とから成っております。したがいまして、個人情報の適正な取扱いを確保するための必要な措置を自ら講じ、かつ公表に努めるべきことを明記しておるわけでございます。

このように、本法案におきましては、報道、表記デーベース等を利用し、第一には、そのデータベース等を事業の用に供しており、第三には、適用除外の政令に該当しない場合に限られておるわけでございます。

次に、特定の分野における個別法整備の必要性と個別法が整備されるまでの間の法の運用についてのお尋ねがございました。

本法案はあらゆる分野を通じました一定の規律を定めるものでございますが、特に厳格な規律を要する個人情報につきましては、法案第六条三項によりまして本法案の規律を上回る必要な追加的な法制上の措置等を義務付けております。また、法案第七条は政府に対しまして個人情報の保護において基本方針の策定を義務付けており、各府省の措置の推進を図ることとしております。

次に、メディアの重要性とその規制に対する懸念についてお尋ねがございました。

御指摘のように、報道の自由は、民主主義社会において、国民が国政に参加する上で判断材料を提供するものであり、極めて重要な役割を果たしているものと考えております。

また、従来、特に公権力との関係で、メディアの自立性が確保されるべきものとされていること

から、本法案において、雑誌等を含む報道分野に対する公権力との関係でその自立性が確保され

るべきものとの観点から、主務大臣による勧告、命令などの関与を伴う法案第四章の義務規定について適用を除外するなど、報道の自由を制限することのないよう万全の措置を講じているところであります。したが

て、雑誌などのメディアが国会議員や公務員のス

キャンダル報道ができなくなるとの懸念は当たら

ざるものと考えております。（拍手）

官報(号外)

(国務大臣片山虎之助君登壇、拍手)

○国務大臣(片山虎之助君) 山本議員から二点の御質問がございました。

住基ネットと今回の法案との関係はどうかと。個人情報保護法というのは、これは基本法制で

すよ、基本法制。行政機関個人情報保護法というのは個人情報保護法の特別法ですね。この行政機

関個人情報保護法の特別法が住民基本台帳法の当該部分なんですよ。だから、特別法になるほど嚴重になるというのは当たり前のことだ、したがいまして住民基本台帳法だけでも我々は十分だと、こ

う思っておりますけれども、しかし、それはやっぱり万般に、すべてに個人情報保護の網がかかる

方がいいことは決まっているわけですね。だから、住民基本台帳法の改正案が通る平成十一年のときには、当時の小渕総理が、やっぱり個人情報保護法制度があつた方がいい、それを前提に考えるべきだということを国会で答弁されているのはそ

う思っておりますけれども、しかし、それはやつぱり万般に、すべてに個人情報保護の網がかかる

方がいいことは決まっているわけですね。だから、住民基本台帳法の改正案が通る平成十一年のときには、当時の小渕総理が、やっぱり個人情報保

護法制度があつた方がいい、それを前提に考えるべきだということを国会で答弁されているのはそ

う思っておりますけれども、しかし、それはやつぱり万般に、すべてに個人情報保護の網がかかる

方がいいことは決まっているわけですね。だから、住民基本台帳法の改正案が通る平成十一年のときには、当時の小渕総理が、やっぱり個人情報保

護法制度があつた方がいい、それを前提に考えるべきだということを国会で答弁されているのはそ

う思っておりますけれども、しかし、それはやつぱり万般に、すべてに個人情報保護の網がかかる

方がいいことは決まっているわけですね。だから、住民基本台帳法の改正案が通る平成十一年のときには、当時の小渕総理が、やっぱり個人情報保

護法制度があつた方がいい、それを前提に考えるべきだということを国会で答弁されているのはそ

う思っておりますけれども、しかし、それはやつぱり万般に、すべてに個人情報保護の網がかかる

早急な成立をよろしくお願ひいたしたいと思いま

す。

それから、住基については四団体ですか五団体

かがまだ接続いたしておりませんが、接続しない

というのは違法なんですよ、簡単に言うと。た

だ、いろんな事情がありますから、あるいはやむを得ないとは思つておりますが、違法状況は解消

してもらわなきゃいけませんので、今後とも、関

係の都合と一緒にしまして、十分説明をして説得しようと。いつまでも続けることはないと思つております。

それから、官に甘く民には厳しいということがよく言われるんですが、言い方が分かりやすいですから。しかし、実際は、民の場合にはできるだけ自主規律を基本にして、必要最小限度の規制し

かしないと、こういうことですね。それで、官の方は、行政の公開性、透明性の向上等も考えて、

詳細かつ厳格にやっていくと。

一つは、対象が民間については一定規模以上のデータベース化されたものだけなんですよ。行政機関の場合は全部の情報ですから。

それからもう一つは、行政機関の場合には、事前に個人情報ファイルを持つものは総務大臣に事前通知をしている。事前チェックができるようになっています。

それからまた、行政機関が持つ個々の個人情報は、ファイル簿をつくつてもらいまして、これを公表しているんです。例えば、個人情報ファイル

の利用目的、記録項目、収集方法、提供先等の事項を整理して公表しておるんです。民間は、全体についてこうすることをやっているという公表だ

けでいいんです。

それからまた、行政機関につきましては、開示・不開示の基準や開示の請求手続について詳細かつ明確に規定しております。そして、これらの請求に対し、行政機関の決定に不服があれば第三者的な審査会への諮問をやって決定すると、こ

うなっています。民間の場合には自分で決めればいいんです、事業者が。大まかな基準を自分で決めればいいと。それから、第三者的な審査会がありませんで、苦情処理なんですね。

そういう意味では、官に厳しく民に甘いわけじゃありませんが、適正な規制をしておりますので、是非御理解を賜りたいと思います。

以上であります。(拍手)

第一は、個人情報取扱事業者を監督する主務大臣の批判で廃案となつたにもかかわらず、基本原則を削除するなど部分修正を行つたのみで再提出しました。本法案が個人のプライバシーの尊重と表現、報道の自由を守る内容になつてゐるのか、以下、質問いたします。

個人情報を扱うNPOや市民団体、労働組合など個人情報取扱事業者とされ、主務大臣の監督の対象になります。総理、政治的思惑による労組、市民団体への介入、規制の懸念がないと言います。

第一は、個人情報取扱事業者とされ、主務大臣の監督の対象になります。総理、政治的思惑による労組、市民団体への介入、規制の懸念がないと言います。

憲法二十一條に規定された表現の自由は、民主主義の基盤である国民の知る権利にかかわる基本的人権です。総理は、報道分野や著述分野について主務大臣の関与の適用を除外しており、恣意的な判断を許容するものではないと答弁しておりますが、報道とは何かの判断を主務大臣にゆだねることは報道への介入の余地を残すことになりませんか。恣意的な判断を排除する保障がどこにあるのか、明確な答弁を求めます。

個人情報取扱業者を主務大臣が監督するのではなく、行政から独立した第三者機関を設置し、公正中立の立場から個人情報を取り扱うべきではありませんか。総理は、設けるとすれば大規模な行政組織が必要になると答弁しています。しかし、

第三者機関設置は国際基準でもあります。国民の漏れ、要用されるのではという不安が高まつてい

るのは当然です。

政府は、旧法案が報道機関や著述家、国民世論の批判で廃案となつたにもかかわらず、基本原則を削除するなど部分修正を行つたのみで再提出しました。本法案が個人のプライバシーの尊重と表現、報道の自由を守る内容になつてゐるのか、以下、質問いたします。

第一は、個人情報取扱事業者を監督する主務大臣の批判で廃案となつたにもかかわらず、基本原則を削除するなど部分修正を行つたのみで再提出しました。本法案が個人のプライバシーの尊重と表現、報道の自由を守る内容になつてゐるのか、以下、質問いたします。

第一は、個人情報取扱事業者とされ、主務大臣の監督の対象になります。総理、政治的思惑による労組、市民団体への介入、規制の懸念がないと言います。

基本的人権にかかわる問題であることを考へるならば、第三者機関の役割は極めて重要ではありますか。

第二に、自己情報コントロール権についてです。

個人情報保護制度をつくる上で大切なことは、自分に関する情報の取扱いにいかに関与できるかという自己情報コントロールの考え方を徹底させることです。法案は、個人情報を事業者が取得、保有するときや、目的外利用し第三者に提供する際、自己情報の開示や訂正、停止を要求できます。しかし、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は開示の例外としています。

担保できないのでありますか。

総理は、自己情報コントロール権について、その内容、範囲及び法的性格に関し様々な見解があり、明確な概念として確立していないと答弁されていますが、だからこそ自己情報コントロール権の確立が必要なのでありますか。事業者の利便性を優先させるのではなく、憲法上の権利であるプライバシー保護を中心据えて、個人情報の保護を徹底すべきではありませんか。

第三に、個人の名前、信用、秘密にかかる、いわゆるセンシティブ情報の収集を原則禁止にしていない問題についてです。

政府は、何がセンシティブ情報であるかをあらかじめ類型的に定義することは極めて困難として、法案から欠落させています。しかし、世界の多くの国々でセンシティブ情報の収集禁止規定があります。センシティブ情報は、民間事業者であれ、行政機関であり、法律に基づく場合や生命に

かかわる緊急の場合などを除いて原則的に収集禁止とすることが当然ではありませんか。

現に、経済産業省や総務省の個人情報保護に関するガイドラインでも、人種・門地、本籍地、思想・信条、犯歴、病歴などのセンシティブ情報の収集を禁止しています。しかし、今回の法案にセンシティブ情報の収集禁止が盛り込まれていないので、各省はそれに合わせてガイドラインのレベルを引き下げようとしています。しかし、個人情報保護を後退させてはいけないのであります。

か。個人の重要な情報であるセンシティブ情報を含む個人情報の取扱いについての総理の御認識を伺います。

現在、住基台帳の氏名、年齢、住所、性別の四情報及び戸籍も閲覧が認められています。しかし、IT技術の発達の今日、個人情報が大量に電子化、ファイル化され、ダイレクトメール、電話勧誘など、個人情報が勝手に使われるなどの弊害が生まれ、対策が求められています。今や四情報も非公開にということが多くの国民の声です。ところが、個人情報が勝手に使われるなどの弊害を踏みにじり、国民が知らない間に個人情報収集することは許されません。直ちにやめるべきです。総理の見解を求めてます。

さらに、法案では、一年以内に消去される個人情報ファイルは総務大臣への事前通知の必要がないものとされています。その結果、毎年つくり替えられる自衛官募集名簿等センシティブ情報を含む大量の個人情報ファイルがその存在すら国民に知られず、したがって、個人情報の開示、訂正、停止も要求できないことになるのではありますか。このようなファイルは公表すべきではありませんか。

次に、個別の法制度を設けるとしていますが、その分野と時期について具体的に明らかにしてください。

また、政府は特定の分野の個人情報保護についていくべきではありませんか。

政府は、特定の分野の個人情報保護について個別の法制度を設けるとしていますが、その分野と時期について具体的に明らかにしてください。

第一に、新設された罰則規定についてです。

現在も、パスポート情報を入国管理に使うな

罰則が適用されるのは、自己又は第三者の利益、不正を目的に提供した場合、又は職権を濫用していませんか。

大問題となつた防衛庁個人情報リスト作成なども、職務の用であつて自己の利益のためではないということで処罰の対象になりません。目的を問わず罰則が適用されないと、個人の秘密に当たるリストの作成、提供を防ぐ実効性に欠けるのではないか。

さらに、防衛庁は、八百二十二自治体から、住所、氏名、年齢、性別の四情報を、入隊適齢者名簿を提供させました。うち四百四十一自治体からは健康や職業、統柄などまで提供させ、さらに、応募者の情報は警察に提供され、思想、信条を含めた調査に利用されていることが明らかになつています。外部提供を原則禁じている住民基本台帳の趣旨を踏みにじり、国民が知らない間に個人情報を収集することは許されません。直ちにやめるべきです。総理の見解を求めてます。

さらに、法案では、一年未満で消去する、あるいは小規模な個人情報ファイルを行政機関が使用しても国民に全く分からぬということになり、秘密ファイルの存在を許すことになるのではありませんか。

以上、法案は表現、報道の自由を侵害するおそれがあるばかりか、自己情報コントロール権を明記せず、センシティブ情報の規定を欠落させていることを指摘し、私の質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 吉川議員にお答えいたします。

第一は、行政による個人情報の目的外利用について伺います。

現在も、パスポート情報を入国管理に使うな

ど、行政機関による個人情報の目的外利用が広範に行われています。政府は、相当な理由があれば個別事案に応じて目的外利用もできると答弁しています。

大問題となつた防衛庁個人情報リスト作成なども、職務の用があつて自己の利益のためではないということで処罰の対象になりません。目的を問わず罰則が適用されないと、個人の秘密に当たるリストの作成、提供を防ぐ実効性に欠けるのではないか。

さらに、防衛庁は、八百二十二自治体から、住所、氏名、年齢、性別の四情報を、入隊適齢者名簿を提供させました。うち四百四十一自治体からは健康や職業、統柄などまで提供させ、さらに、応募者の情報は警察に提供され、思想、信条を含めた調査に利用されていることが明らかになつています。外部提供を原則禁じている住民基本台帳の趣旨を踏みにじり、国民が知らない間に個人情報を収集することは許されません。直ちにやめるべきです。総理の見解を求めてます。

さらに、法案では、一年未満で消去する、あるいは小規模な個人情報ファイルを行政機関が使用しても国民に全く分からぬということになり、秘密ファイルの存在を許すことになるのではありませんか。

以上、法案は表現、報道の自由を侵害するおそれがあるばかりか、自己情報コントロール権を明記せず、センシティブ情報の規定を欠落させていることを指摘し、私の質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 吉川議員にお答えいたします。

第一は、行政による個人情報の目的外利用について伺います。

現在も、パスポート情報を入国管理に使うな

官報 (号外)

NPOや市民団体、労働組合に対する主務大臣の関与に関するお尋ねでございますが、本法案は、IT社会の到来に伴い、個人情報の取扱いを通じた個人の権利利益の侵害の危険性が増大していることに対応するものであります。この観点から、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、それがNPOや市民団体、労働組合であっても、そのことをもつて区分することは合理的ではないと考えております。

また、そもそも、本法案は、個人情報の有用性に配慮し、事業者の自主的な取組を基本としており、利用目的の範囲内で通常の事業活動を行うのであれば、主務大臣が関与するおそれはなく、御懸念は当たらないと考えております。

報道の判断を主務大臣が行うことについてございませんが、報道機関の報道活動については、義務規定の適用が除外され、主務大臣の関与は明確に排除されております。

報道かどうかは当事者間で判断されますが、仮に紛らわしい苦情が行政機関に持ち込まれた場合には、主務大臣は報道目的を一部でも含むか否かという容易な判断が求められます。

加えて、本法案においては、主務大臣は権限の行使に当たっては表現の自由等を妨げてはならないと明記しているところであり、主務大臣による不当な介入を許容するものとはなっておりません。

主務大臣制についてでございますが、顧客情報などの個人情報の取扱いは民間事業者のサービス

と不可分なものであり、当該事業に関する事務と一緒に処理することが実効的と考えます。このため、本法案においては、各事業を所管する大臣を個人情報保護についての主務大臣としているところであります。

一方、新たな第三者機関を設けるとすれば、地方組織を含む大規模な行政組織が必要となるとともに、事業所管大臣との間に競合関係が生ずるなど、問題が多いものと考えます。

自己情報コントロール権についてでございますが、本法案においては、個人の権利利益を保護する観点から、事業者による個人情報の取扱いに対する本人の関与を重要な仕組みと位置付け、開示、訂正、利用停止、第三者提供に当たっての本人同意などについて明確に規定しております。

しかし、本法案に自己情報コントロール権を明記することについては、その内容、範囲及び法的性格に関し様々な見解があることや、報道の自由等との調整原理も明らかでないことから、適切ではないと考えます。

センシティティブ情報を含む個人情報の取扱い、各省のガイドラインに関するお尋ねですが、すべての個人情報は、情報の内容や性質にかかわらず、その利用目的や方法、利用環境によっては個人の権利利益に深刻な侵害が生じる可能性があり、慎重に取り扱われるべきものであります。

他方、何がセンシティティブ情報であるかをあらかじめ類型的に定義することは極めて困難であります。このため、個人情報保護法案においては、基本理念として、すべての個人情報について個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきこと

と不可分なものであり、当該事業に関する事務と一緒に処理することが実効的と考えます。このため、本法案においては、各事業を所管する大臣を個人情報保護についての主務大臣としているところであります。

また、各省が定めるガイドラインについては、この法律制定後は、事業者団体等による任意の取組を主体とした運用から、法律に基づいた取組へとその位置付けが強化されるものであり、個人情報保護が後退するとの指摘は当たらないと考えます。

自衛官募集に関して、地方自治体からの個人情報の収集をやめるべきとの御指摘でございますが、自衛隊においては、自衛官募集に際して、自衛隊法に基づき地方自治体又は警察の協力を得ております。しかし、これは個人の権利利益を侵害するおそれがないと考えられることや行政機関に過大な負担をもたらすことから、適切でないと考えます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○国務大臣(細田博之君) 吉川議員にお答え申します。

開示規定期の例外規定によりまして開示、訂正、利用停止の実効性が担保できないのではないかとのお尋ねがございました。

開示等の本人関与に関する規定につきまして

は、保護されるべき個人の権利利益と個人情報の有用性との調和を図るために例外規定を設けてお

ります。御指摘の第二十五条第一項第二号の業務

の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合の規定につきましては、開示による本人の利益と事業者の

負担のバランス等を踏まえつつ、個人情報の適正

な取扱いの重要性にかんがみ、単に業務の実施への支障では足らず、むしろ適正な業務への著しい

支障として要件化することにより厳格化している

ところであります。

このように、例外規定は個人情報の保護と利用の適正なバランスを図る観点からのものであり、その範囲も限定されておりまして、実効性が担保されないとは考えておりません。

第二に、個別分野における法整備についてお尋ねがございました。

個人情報保護法案は、民間分野を広く対象とした一般法としての必要最小限度の規律であります。今後、本法律以上の規律を必要とする場合、分野がないかどうかということは、十分社会の動向等も注視していく必要があると考えております。

本法案が成立した後は、各府省におきまして、国会における議論や個別分野における個人情報の取扱いの実態等を十分に踏まえまして、個別法の整備を含め、どのような措置が必要かについて幅広い検討が速やかに進められるものと考えております。

特に、金融分野や電気通信分野のように既に検討に着手している分野もございますが、具体的に個別法を整備すべき分野やその時期につきましては、個別分野を所管する各府省におきまして十分に検討されるべき課題と考えております。(拍手)

○國務大臣(片山虎之助君) 吉川議員から三点の御質問がございました。

住民票の四情報の公開の問題ですが、今の制度の建前は、住基法の四情報は公開なんですね。だから、閲覧も写しの交付も何人もできると、こういうことです。市町村長は、不正当な目的によることが明らかなとき又は知り得た事項を不正当な目的に使用されるおそれがあることその他

の当該請求を拒むに足りる相当の理由があると認めるとときは拒めるんですよ。

だから、お尋ねのドメスティック・バイオレンスの場合に、例えば裁判所からその方に保護命令が出たりしておれば、私は、当然請求は拒否できます。そういうふうに思いますが、これもケー

スの場合は、斯くてお尋ねのドメスティック・バイオレンスでございますので、市町村長さんは適切な判断を期待いたしたいと、こう思っております。

それから二問目は、今回の法案の五十五条で、職権を利用して、行政機関の職員が職務の用に供する目的以外の目的で個人情報の文書を収集したときは罰則の対象にすると。職務の用以外の用なんですよ。職務の用のときも罰則の対象にしろという趣旨だと思いますけれども、それ

はやっぱり刑罰というものは何でもいいというわけにいかないんですよ。当罰性、刑罰に掛けるに値するにふさわしい行為でなければ、当罰性といふのがある、難しい言葉ですけれども。

そこで、それからいいますと、職務の用に供する場合は、行き過ぎがあつてもこれは懲戒処分か何かで対応すればいい、刑罰を科するまではいかないという判断なんですよ。これは、やっぱり法務省やいろんなところと十分検討した結果のこと

でございますので、是非御理解を賜りたい。職務の用以外なら刑罰を科する、職務の用のために行き過ぎがあった場合は懲戒処分だと、こういうふうに御理解を賜りたいと思います。

それから、一年以内に消去される個人情報ファイルでも、利用目的はこれは明確でなきやいかぬ。目的外利用や提供は原則禁止なんです

よ。また、これについては、このような個人情報ファイルについても開示請求、訂正請求、利用停止請求はできるんですよ。ただ、総務大臣に対する事前通知はこれは義務を免除している、したがって公表もしないと。こういうことでございま

すけれども、今これは総理が御答弁になりましたように、全部やりますと膨大なわけですから、大変、行政機関に過重な負担になりますし、直ちにそれでも、今これは総理が御答弁になりました

ように、全部やりますと膨大なわけですから、大変、行政機関に過重な負担になりますし、直ちにそれでも、今これは総理が御答弁になりました

ように、全部やりますと膨大なわけですから、大変、行政機関に過重な負担になりますし、直ちにそれでも、今これは総理が御答弁になりました

ように、全部やりますと膨大なわけですから、大変、行政機関に過重な負担になりますし、直ちにそれでも、今これは総理が御答弁になりました

となく何でもできる今日、しかも十一けたの番号で我々の個人情報が登録された住基ネットがこの夏から本格稼働する我が国で、急にこのストーリーが現実味を帯びてきたと思うのは私だけではありません。

最近、ビデオでこの映画を見た国民の感想は、例えば、個人のデータも住民登録も銀行の預金も病院のカルテも、それこそコンピューターを使って殺人すら可能な状況で、自分が自分であることをどのように証明できるだろうかと考えると背筋が寒くなります、あるいは、個人情報保護法案などというのがある現代、もしもかしたら、など様々な

ですが、この感想もまた、昨日インターネットで検索した情報なんです。

小泉総理、ネット社会の現状と展望についてどのような認識をお持ちでしょうか、まず伺います。

小泉総理、ネット社会の現状と展望についてどのように認識をお持ちでしょうか、まず伺います。

現時点において、政府、企業側の個人情報に対する認識にも問題がありますが、個人レベルでも、自らの情報を提供することやそれが悪用されるおそれについて問題意識や危機感が足りない

ではないでしょうか。

個人情報の取扱いについて、政府、企業、そして国民すべてが問題意識を共有し、個人情報の不適正な取扱いに伴う被害を防止するものとして、そして特に官僚による個人情報の不正な使用を食い止めるためのものとして個人情報保護法案等は

そもそも提案されるべきでした。

しかし、この法案の誕生した背景には、我が国の劇的な社会変化がありました。様々な要因により、企業社会と地域社会というそれまで我が国が社会を規定してきた二つの共同体が解体されて、あらばらの個人がむき出しになっていく社会へ変わり始めたのです。正にその時期に、マスコミが政治家のスキャンダルや官官接待などを次々と暴き始め、大企業などでの内部告発も相次ぎました。時の政府は、こうした状況に危機感を抱き、マスコミを含めて社会全体を監視し、押さえ付けられないと考えた状況下でこの法案が形成されたのではないかと私は危惧しております。

この法案の根底にある法の精神に、政府が何でもコントロールするという、いわゆる官尊民卑の発想が依然として色濃くあるのではないであります。小泉総理大臣に御所見を伺います。

さて、平成十三年に提出された最初の法案に対する議論は、報道機関等から批判を受けた表現の自由との調整に集中し、本来の目的である個人情報保護の必要性や個人情報が悪用されることへの対策について十分な検討がなされませんでした。

今回再提出された法案においても、衆議院での議論は、民間の個人情報取扱事業者への義務規定がどこまで適用されるのかといった、規制の適用範囲を確定するための言わば各論に終始した印象が否めません。良識の府である参議院での審議に当たり、私たちは、個人情報保護の目的、すなわち原点に立ち返るべきです。

そもそも、個人情報保護法とは、決してジャー

個人情報保護についてジャーナリズムにフリーハンドを与えるものではないこと、そして、企業や行政機関等のみの問題ではなく、今やだれもが個人情報を取り扱う立場にあり、当然その取扱いには配慮が求められるのだということはっきりさせるために必要なのです。

しかし、法案では、こういった趣旨、考え方が全く欠落しています。この法案は、何のために、だれのために提案されたのか、何を保護するためのものなのでしょうか。小泉総理、この法案の本来の目的について、国民に対して分かりやすく、丁寧に説明してください。

次に、個人情報保護法案では、民間の個人情報取扱事業者に対し、個人情報の適正な取得や第三者提供の制限といった規制を定めていますが、これらは本当に役に立つんでしょうか。

法案では、義務規定の実効性確保のために主務大臣による監督制度を設けていますが、例えば名簿を売買する業者の主務大臣はだれですか。事業者の多くが様々な分野の事業に携わっている現在、事業ごとに主務大臣が異なるのは、事業者側も規制する大臣の側も右往左往するだけで、個人情報保護という本来の目的を達成することが難しいのではないか。

そもそも、事業所管大臣が規制するという手法自体、御自身の大手なスローガンである構造改革に逆行する考え方ではないでしょうか、総理。自らの主義主張に反してまで主務大臣制を維持をしようとする理由について、総理の見解を伺います。

EU指令では、いわゆるセンシティブ情報に関するデータ処理を禁止しています。センシティブ

個人情報保護についてジャーナリズムにフリーハンドを与えるものではないこと、そして、企業や行政機関等のみの問題ではなく、今やだれもが個人情報を取り扱う立場にあり、当然その取扱いには配慮が求められるのだということはっきりさせるために必要なのです。

我が国でも、平成九年に旧通商産業省が定めたガイドラインの中で、人種及び民族、門地及び本籍地、宗教、思想及び信条、政治的見解及び労働組合への加盟、保健医療及び性生活等といった特定の機微な個人情報の収集、利用、提供を禁止しております。個人情報保護条例を定める多くの地方公共団体でも、データの種類による収集・記録規制を定めています。

政府は、これまで、何がセンシティブ情報であるかをあらかじめ類型的に定義することは極めて困難であるから規定できないと逃げの答弁に終始していますが、なぜ旧通産省のガイドラインでは明記できたことがこの法案では不可能なのでしょうか、また、政府としてセンシティブ情報を保護する必要はないおと考えなのか、細田国務大臣に明快な答弁を求めます。

合は罰則が適用されます。しかし、職務上で行った場合は罰則の対象とはなりません。防衛庁の報公開請求者リスト問題で、その作成者は果たしてこの罰則規定に該当するのでしょうか。

公務員だけが自由に伸び伸びと行っていいといふことにはなりません。まるで、そのような主張は、裏を返せば、実際、職務上という名の下で、正当な理由もなく個人情報の収集を行っていることを認めているのではないでしょうか。

我々議員を含めた公務員は、身を律して職務に励まなければなりません。その当然の原則の意味合いを含めて、なぜ職務上の行為を罰する規定にしないのか、納得いく答弁を片山大臣に求めました。

今回の政府案では、報道について、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることと、非常に狭い意味での定義がなされました。

○議長(倉田寛之君) 森君、時間が経過しております。簡単に願います。

○森ゆうこ君(続) このことが今後の報道規制の根拠として悪用される危険性について、我々は真剣に考えなければなりません。

官僚の権限を増やすために政治家が汗を流す、それも自分たちのスキヤンダルを暴かれてくないという一心で。こんなばかげたことを我々は許す、官僚による国民支配システムを構築することに、我々は決して加担することがあってはならないと強く申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 森議員にお答えいたします。

ネット社会の現状と展望についてございますが、御指摘の映画について、残念ながら、私は、裏を返せば、実際、職務上という名の下で、正当な理由もなく個人情報の収集を行っていることを認めているのではないでしょうか。

我々議員を含めた公務員は、身を律して職務に励まなければなりません。その当然の原則の意味合いを含めて、なぜ職務上の行為を罰する規定にしないのか、納得いく答弁を片山大臣に求めました。

近年、官民を問わずITを利用して大量の個人情報が処理されるようになり、これとともに、企業の顧客名簿などの漏えい、個人情報の売買事件など、個人情報の取扱いが社会問題化するような事態が現実に多く生じておるところですが、こうした状況を踏まえれば、より良いIT社会を実現し、国民が安心してIT社会の便益を受けられるようになります。そのためには、官民を通じた個人情報保護の仕組みを整備することが不可欠であり、政府としては、個人情報保護関連法案の早期成立をお願いする次第であります。

関連法案は政府が社会を監視しコントロールするものではないかという御指摘であります。個人情報保護法案はメディアを規制する内容ではなく、その意図も全くありません。また、個人情報取扱事業者の義務規定についても、事業者の自主的な対応によることが基本とし、その上で、行政の関与は当事者間で争いが生じた場合等における事後的な関与に限定しております。

また、行政機関における個人情報の保有は法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、行政の関与は必要最小限とすべきとの一貫した考え方と矛盾するものとは考えておりません。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣細田博之君登壇、拍手〕

○國務大臣(細田博之君) 森議員にお答え申します。

個人情報保護法案の本来の目的についてですが、本法案は表現の自由と個人情報の保護の両立を図るものであり、報道について、主務大臣による勧告、命令などの関与を伴う個人情報取扱事業者の義務について適用除外とする一方で、自主努力規定を設けているように、メディアを規制するものでもフリーハンドを与えるものでもあります。

また、本法案は、ITを活用した個人情報の利用が急速に拡大している現状を踏まえ、国民が安心してIT社会の便益を受けられるよう、個人の人格尊重の理念の下に、あらゆる分野を通じた必要最小限度の規律を設けるものであります。主務大臣制についてですが、顧客情報などの個人情報の取扱いは民間事業者のサービス・事業活動の一環として行われ、その事業活動と不可分なものであり、当該事業に関する事務と一体的に処理することが実効的と考えます。このため、本法案においては、各事業を所管する大臣を個人情報保護についての主務大臣としているところであります。

なお、事業者に法的義務を課すこととなる法律上の規定と事業者団体等に任意の取組を促すガイドラインとを一律に論することは必ずしも適当でないと考えております。(拍手)

○國務大臣(片山虎之助君) 森議員にお答えいたします。

〔國務大臣片山虎之助君登壇、拍手〕

三点の御質問でございます。

第一問は、目的外利用についてのお尋ねであります。しかし、政府案では原則禁止なんです、目的外利用・提供は。ただし、例外的に、法令の定める事務の遂行に必要な限度である、また個人の権利利益を不正に損なうおそれがない、その上にだれでもが納得できる客観的な理由があると。これは、もう恣意的に相当な理由というのを扱うわけにはとてもいかないんです。

具体的な例でいいますと、例えば恩給の支給を

郵便局がやる場合に、恩給のデータを郵便局に必要な限度で渡すような場合ですよ。そういう場合に目的外利用・提供を認める、こういうことでございまして、これに不服があれば利用停止の請求を起こしていただいて、あとは審査会や訴訟があると、こういうことだと思います。御理解を賜りたいと思います。

それから、裁判管轄については、既にもう答弁しましたけれども、今、我が国の行政事件訴訟といふのは、被告である行政庁が所在するところの裁判所なんですよ。ただ、情報公開法は、御承知のように、衆議院の議員修正で広げました。情報公開の場合には本省が権限を持っているんです。

だから、今回の場合には、できるだけ地方の機関の長に権限を委任してくれと。多いのは、言いましたように、教育や医療の関係ですから、学校やあるいは病院に権限を下ろすことによって地方でも訴訟が起こることになると、こういうふうに考へているわけでございます。

それから、三番目につまましては、これも先ほど御答弁させていただきましたが、職務の用以外にやる場合には刑罰を科すると。職務の用で行き過ぎがある場合には当罰性がやや低いんで、刑罰に値する行為とは言い難いんで、これは刑罰の対象じゃなくて懲戒処分の対象にすると、こういうことでござりますので、そこの点は是非御理解を賜りたいと思います。

以上であります。(拍手)
○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) 日程第一 港湾法等の一部を改正する法律案

日程第二 空港整備法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長藤井俊男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

共産党を代表して大沢委員より二法律案にそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、二法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○藤井俊男君 登壇、拍手
〔藤井俊男君登壇、拍手〕

案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、港湾法等の一部を改正する法律案は、既存の港湾施設の高度利用を図るため、電子情報処理組織の使用により、入港届等の手続を迅速かつ的確に処理することができるようになります。

に、民間事業者による港湾施設の整備の促進により臨海部における円滑かつ着実な土地利用の転換を進める等の措置を講じようとするものであります。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします

す。
投票総数
賛成 二百二十七
反対 二十六
二十一

よって、両案は可決されました。(拍手)

↓

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

案につきましては、二法律案を一括して議題とし、輸出入・港湾関連手続における電子システムの導入による利用者利便の向上と手続の簡素

化、今後の港湾活性化と国際競争力の向上、地方空港の活性化と羽田空港の再拡張、最近における航空事業分野の経営環境の変化と航空行政の対応、航空機の運航の安全確保対策その他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大沢委員より二法律案にそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長田浦直君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第三 公益法人に係る港湾法等の一部を改正する法律案

○議長(倉田寛之君) 日程第三 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長田浦直君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第三 公益法人に係る港湾法等の一部を改正する法律案

○議長(倉田寛之君) 日程第三 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長田浦直君。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

反対

賛成

二百二十八
百九十六
三十二

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 本号は可決されました。（拍手）

○議長（倉田寛之君） 日程第四 独立行政法人環境再生保全機構法案

日程第五 日本環境安全事業株式会社法案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長海野徹君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔海野徹君登壇、拍手〕

○海野徹君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、いずれも特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため提出されたものであります。

まず、独立行政法人環境再生保全機構法案は、

公害健康被害補償予防協会及び環境事業団を解散して独立行政法人環境再生保全機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

次に、日本環境安全事業株式会社法案は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等の環境の保全上の支障の防止のための事業を行う日本環境安全事業株式会社を設立しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、新法人設立の意義、環境事業団の不良債権回収の見通し、特殊会社にP.C.B.廃棄物処理を行わせることの是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩佐委員から両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 本号は可決されました。（拍手）

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたしました。

〔投票総数〕

反対

賛成

二百二十七
百八十五
四十二

ます。——これにて投票を終了いたしました。
〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数
三百一十七
三十五

反対

賛成

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 次に、日本環境安全事業株式会社法案の採決をいたしました。

本号の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 本号は可決されました。（拍手）

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたしました。

〔投票総数〕

反対

賛成

二百二十八
百八十五
四十二

出席者は左のとおり。

議長

倉田 寛之君

副議長

本岡 昭次君

大江 康弘君
山本 香苗君
平野 達男君
沢 たまき君
岩本 荘太君
加藤 修一君
島袋 宗康君
荒木 清寛君
松 あきら君
木村 仁君
平野 貞夫君
弘友 和夫君
山口那津男君
鶴保 康介君
松岡滿壽男君
日笠 勝之君
風間 柑君
泉 信也君
西岡 武夫君
渡辺 秀央君
浜四津敏子君
鶴岡 洋君
浜田卓二郎君
田村耕太郎君
岸 宏一君
吉田 博美君
椎名 一保君
日出 英輔君
柏村 武昭君
森元 恒雄君

出席者は左のとおり。	議長	倉田 寛之君
	副議長	本岡 昭次君
	大江 康弘君	
	山本 香苗君	
	平野 達男君	
	沢 たまき君	
	岩本 荘太君	
	加藤 修一君	
	島袋 宗康君	
	荒木 清寛君	
	松 あきら君	
	木村 仁君	
	平野 貞夫君	
	弘友 和夫君	
	山口那津男君	
	鶴保 康介君	
	松岡滿壽男君	
	日笠 勝之君	
	風間 柑君	
	泉 信也君	
	西岡 武夫君	
	渡辺 秀央君	
	浜四津敏子君	
	鶴岡 洋君	
	浜田卓二郎君	
	田村耕太郎君	
	岸 宏一君	
	吉田 博美君	
	椎名 一保君	
	日出 英輔君	
	柏村 武昭君	
	森元 恒雄君	

官 報 (号 外)

平成十五年五月九日 参議院会議録第二十一号

議長の報告事項

農林水産委員

辞任

藤原 正司君

大門 実紀史君

補欠

本田 良一君

市田 忠義君

経済産業委員

辞任

西銘順志郎君

森元 恒雄君

補欠

片山虎之助君

保坂 三藏君

国土交通委員

辞任

本田 良一君

藤原 正司君

補欠

片山虎之助君

保坂 三藏君

環境委員

辞任

浅尾慶一郎君

池口 修次君

補欠

田 英夫君

決算委員

辞任

鴻池 祥肇君

山内 俊夫君

補欠

田 英夫君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

神本美恵子君

中島 章夫君

補欠

中島 章夫君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方独立行政法人法案(閣法第一二六号)

地方法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一一七号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署

名された議定書の締結について承認を求めるの件

質問(第二二号)(答弁ができる期限六月二日)

参議院議員平野貞夫君提出水源涵養保安林に関する質問(第三号)(同六月四日)

参議院議員平野貞夫君提出公益法人の指導監督責任に関する質問(第四号)(同六月四日)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法

去る四月二十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

別寒辺牛川のイトウと砂防ダムに関する再質問主意書(中村敦夫君提出)(第二五号)

アユ冷水病に関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第二六号)

去る四月三十日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案(前原誠司君外三名提出)(衆第一八号)

去る一日内閣総理大臣臨時代理から、次のとおり別選挙に当選した旨の通知書を受領した。

茨城県選挙区選出(五月一日当選)

岡田 広君(久野恒一君の補欠)

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

岡田 広君(久野恒一君の補欠)

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その

審査報告書

港湾法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年五月八日

国土交通委員長 藤井 俊男
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、既存の港湾施設の高度利用を図るため、電子情報処理組織の使用により、入港届等を迅速かつ的確に処理することができるよう

うにするとともに、民間事業者による港湾施設の整備の促進により臨海部における円滑かつ着実な土地利用の転換を進める等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

費用

本法施行のため、平成十五年度港湾整備特別会計において、直轄港湾改修費の中に電子情報処理組織の設置及び管理の費用として六千七百万円、また、港湾開発資金貸付金の中に都市再生特別措置法の規定による港湾施設の建設等に係る国の貸付分として五億円がそれぞれ計上されている。

港湾法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十五年四月八日

衆議院議長 編貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

港湾法等の一部を改正する法律案

港湾法等の一部を改正する法律

(港湾法の一部改正)

第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

の一部を次のように改正する。

第二条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

の一部を次のように改める。

第五十条の二を第五十条の三とし、第五十条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織の設置及び管理等)

第五十条の二 国土交通大臣は、第十二条第二項(第三十四条において準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定に基づく条例その他の条例又は第十二条の二の規定に基づく規程で定めるところにより行われる一般公衆の利用に供される港湾施設に係る使用的申請、第十二条第一項第五号の二に規定する

第五十条の二を第五十条の三とし、第五十条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織の設置及び管理等)

第五十条の二 第十二条第一項第五号の二に規定する

第五十条の二を第五十条の三とし、第五十条の次に次の二条を加える。

(都市再生特別措置法の一部改正)

担しなければならない。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第三条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の二号を加える。

十 港湾整備事業で次項第七号に規定するものに係る貸付け

第一条第三項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十条第一項の規定による国

の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の

第一条第三項に次の二号を加える。

九 港湾法第五十条の二第一項の規定による

電子情報処理組織の設置及び管理の事業

の次に次の二号を加える。

八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規

定による貸付金の償還金

第一条第三項に次の二号を加える。

九 港湾法第五十条の二第一項の規定による

電子情報処理組織の設置及び管理の事業

の次に次の二号を加える。

八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規

定による貸付金の償還金

第一条第三項に次の二号を加える。

八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規

定による貸付金

附 则

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(北海道開発のためにする港湾工事に関する法

律の一部改正)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(北海道開発のためにする港湾工事に関する法

律の一部改正)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(北海道開発のためにする港湾工事に関する法

律の一部改正)

（施設の貸付け等）」に改める。

第五条第一項中及び港湾法第五十四条第一項を「並びに港湾法第五十四条第一項及び第三

項」に改める。

第三条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第

十四号)の一部を次のように改正する。

「及び第三項」を加え、同條第九項中「及び港湾

法第五十四条第一項」を「並びに港湾法第五十四条第二項及び第三項」に改める。

「第二項及び第三項」は改める

審查報告書

空港整備法の一部を改正する法律案

よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年五月八日

參議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由 要領書

本法律案は、最近における航空輸送に対する

国民の需要の高度化に的確に対応する必要性に
かんがみ、航空機の運航の確実性を一層向上さ

せるため、照明施設等を空港の基本的な施設と

して位置付けることにより、その新設又は改良等の工事を促進するものごとあり、見る

等の工事を促進しよ」とあるのであります。本件は、むね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行後、対象事業の実施のため、平成十五年度に必要となる国費は約六十億円で、これ

平成十五年五月九日 参議院会議録第二十一号

は平成十五年度空港整備特別会計予算において、空港整備事業費等の中に計上されている。

空港整備法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年四月八日

参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 綿貫 民輔

空港整備法の一部を改正する法律案
空港整備法の一項中「又はエプロンの新設又は改良」を、「エプロン若しくは照明施設以下「滑走路等」」と改め、同条第四項中「次に掲げる」を「排水施設、護岸、道路、自動車駐車場又は橋以下「排水施設等」と改め、同項各号を削る。

第九条第一項中「滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良」を「滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備」に改め、同条第三項中「前条第四項各号に掲げる」を「排水施設等の新設又は改良の」に改める。

第十条第一項中「滑走路、着陸帯、誘導路又は空港整備法の一部を改正する法律案 公益法人に

エプロン」を「滑走路等又は空港用地」に改める。
第十一条第一項中「滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロン」を「滑走路等又は空港用地」に改め、同条第三項中「排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋又は第八条第四項第二号の政令で定める空港用地」を「排水施設等」に改める。
附則第二項中「滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良」を「滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備」に改める。
附則第五項中「又はエプロンの改良の工事」を「エプロン若しくは照明施設の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事並びに当該空港と他の地点との間の路線における予定された航空機の運航の確実性を高度に確保することができるものとして政令で定める照明施設に改良する工事及び当該工事と併せて施行されるべき空港用地の造成又は整備の工事」に改める。
附 則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律による改正後の空港整備法の規定は、平成十五年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る地方公共団体の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(平成十四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十五年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助を除く。)について適用し、平成十四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十五年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び平成十四年度以前の年度の歳出予算に係る國の負

<p>審査報告書</p> <p>公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案</p> <p>右は多数数をもって可決すべきものと議決した。</p> <p>よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>平成十五年五月八日</p>	<p>経済産業委員長 田浦 直</p> <p>参議院議長 倉田 寛之殿</p>	<p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、経済産業省が所管する法律の規定に基づく検査、登録その他の行政上の事務について、経済産業大臣がこれを行わせる者を指定し、又は認定する制度から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者がこれを行う制度へと改める等所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めれる。</p>	<p>一、費用</p> <p>本法施行のため、別に費用を要しない。</p>	<p>国会に提出する。</p> <p>平成十五年三月十七日</p> <p>内閣総理大臣 小泉純一郎</p>
<p>公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案</p> <p>右</p>				

算書並びに當業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百三條の二(第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されていけるときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第五十九条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に、「第五十三条各号」を「第五十三条第一項」に改める。

第六十条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第六十一条の見出し中「認定」を「登録」に改め、同条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、「その認定」を「その登録」に改め、同条中「認定」を「登録」に改め、「その登録」を「その登録」に改め、同条

算書並びに當業報告書又は事業報告書(これらのが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百三條の二(第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されていけるときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第五十九条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第六十条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、「第五十三条各号」を「第五十三条第一項」に改める。

第六十一条の見出し中「認定」を「登録」に改め、同条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、「その認定」を「その登録」に改め、同条中「認定」を「登録」に改め、「その登録」を「その登録」に改め、同条

第二号中「第五十八条の下に」、「第五十八条の二第一項」を加え、同条第四号を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 正当な理由がないのに第五十八条の二(第二号各号の規定による請求を拒んだとき。

二 項各号の規定による請求を拒んだとき。
第六十一条第五号中「認定」を「登録」に改め

る。

第六十二条第一項中「認定検査機関」を「第四十七条第一項の登録を受ける者がいないとき、

十七条第一項の登録を受ける者がいないとき、第五十八条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関に「場合において」を「ときその他」に改める。

第八十一条第三項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同条第四項中「承認検査機関」を「外国登録検査機関」に改める。

第八十二条第四項及び第八十三条第五項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第八十三条第一項第三号中「認定又は承認」を「登録」に改め、同項第七号中「認定」を「登録」に改め、同項第十号中「第六十四条第一項」に、「承認」を「登録」に改める。

第八十八条第一項第三号中「認定又は承認」を「登録」に改め、同項第七号中「認定」を「登録」に改め、同項第十号中「第六十四条第一項」に、「承認」を「登録」に改める。

第一項及び第二項並びに第三十六条の二の三第一項中「認定する」を「登録を受けた」に改める。

第五款「認定ガス工作物検査機関」を「第五款「登録ガス工作物検査機関」に改める。

第六款「登録ガス工作物検査機関」に改める。

第三十六条の十六の見出しを「(登録)」に改め、同条中「認定」を「登録」に、「経済産業省令で定める区分」を「次の区分」に改め、同条に次

の各号を加える。

一 特定ガス工作物(ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び経済産業省令で定めるそ

の附属設備をいう。以下同じ。)に係る検査

四項中「承認検査機関」を「外国登録検査機関」に改め、同条第

九款「登録ガス工作物検査機関」に改め、同条第

十项中「承認」を「登録」に改める。

第九十二条の二第一項及び第二項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同条第

十项中「承認」を「登録」に改め、「第五十五条」を「第五十五条の規定」に、

第六十三条第一項において準用する第五十五条を「第六十三条第一項の規定又は同条第二項において準用する第五十五条第一項の規定」に改める。

第六十三条の二を次のように改める。

第一百三十条の二 次の各号のいずれかに該当する

平成十五年五月九日 参議院会議録第一十一号

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案

者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十二条第二項、第四十三条又は第四

十四条の規定による届出をせず、又は虚偽

の届出をした者

二 第五十八条の二(第一項の規定に違反して

財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に

の届出をした者

三 正当な理由がないのに第五十八条の二(第二号各号の規定による請求を拒んだとき。

二 項各号の規定による請求を拒んだとき。

第六十一条第五号中「認定」を「登録」に改め

る。

第六十二条第一項中「認定検査機関」を「第四

十七条第一項の登録を受ける者がいないとき、

第五十八条の規定による適合性検査の業務の全

部又は一部の休止又は廃止の届出があつたと

き、前条の規定により同項の登録を取り消し、

又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務

の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内

登録検査機関に「場合において」を「ときその

他」に改める。

第八十一条第三項中「認定検査機関」を「国内

登録検査機関」に改め、同条第四項中「承認検査

機関」を「外国登録検査機関」に改める。

第八十二条第四項及び第八十三条第五項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同項第十号中「第六十四条第一項」に、「承認」を「登録」に改める。

第八十三条第一項第三号中「認定又は承認」を「登録」に改め、同項第七号中「認定」を「登録」に改め、同項第十号中「第六十四条第一項」に、「承認」を「登録」に改める。

第一項及び第二項並びに第三十六条の二の三第一項中「認定する」を「登録を受けた」に改める。

第五款「認定ガス工作物検査機関」を「第五

款「登録ガス工作物検査機関」に改める。

第六款「登録ガス工作物検査機関」に改める。

第三十六条の十六の見出しを「(登録)」に改め、同条中「認定」を「登録」に、「経済産業省令で定める区分」を「次の区分」に改め、同条に次

の各号を加える。

一 特定ガス工作物(ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び経済産業省令で定めるそ

の附属設備をいう。以下同じ。)に係る検査

四項中「承認検査機関」を「外国登録検査機関」に改め、同条第

十项中「承認」を「登録」に改め、「第五十五条」を「第五十五条の規定」に、

第六十三条第一項において準用する第五十五条を「第六十三条第一項の規定又は同条第二項において準用する第五十五条第一項の規定」に改める。

第六十三条の二を次のように改める。

第一百三十条の二 次の各号のいずれかに該当する

記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

(ガス事業法の一部改正)

第五条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のよう改正する。

第一条 第四節 認定ガス用品検査 第六節 災害防止命令 第三

款「登録ガス用品検査機関」(第三十四

条の十八)を「第四節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)」を「第六節 国内登録ガス用品検査機関(第三十九条の十八)

を「第七節 災害防止命令(第三十九条の十八)

を「第六節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)」に改める。

第二条 第四節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)を「第六節 国内登録ガス用品検査機関(第三十九条の十八)

を「第七節 災害防止命令(第三十九条の十八)

を「第六節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)」に改める。

第三条 第四節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)を「第六節 国内登録ガス用品検査機関(第三十九条の十八)

を「第七節 災害防止命令(第三十九条の十八)

を「第六節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)」に改める。

第四条 第四節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)を「第六節 国内登録ガス用品検査機関(第三十九条の十八)

を「第七節 災害防止命令(第三十九条の十八)

を「第六節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)」に改める。

第五条 第四節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)を「第六節 国内登録ガス用品検査機関(第三十九条の十八)

を「第七節 災害防止命令(第三十九条の十八)

を「第六節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)」に改める。

第六条 第四節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)を「第六節 国内登録ガス用品検査機関(第三十九条の十八)

を「第七節 災害防止命令(第三十九条の十八)

を「第六節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)」に改める。

第七条 第四節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)を「第六節 国内登録ガス用品検査機関(第三十九条の十八)

を「第七節 災害防止命令(第三十九条の十八)

を「第六節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)」に改める。

第八条 第四節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)を「第六節 国内登録ガス用品検査機関(第三十九条の十八)

を「第七節 災害防止命令(第三十九条の十八)

を「第六節 檢査機関の登録(第三十九条の十四

条の十六・第三十九条の十七)」に改める。

に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

□ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく実業学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、ガス工作物の工事、維持及び運用又は検査に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ハ ガス工作物の工事、維持及び運用又は検査に関する実務に通算して三年以上従事した経験を有する者

ニ ガス主任技術者免状(その申請が第三十六条の十六第一号の検査の区分に係る場合にあつては、甲種ガス主任技術者免状に限る)の交付を受けている者

イ 登録申請者が、ガス事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

ロ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、ガス事業者がその親会社(商法明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ一第一項の親会社をいう。以下同じ)であること。

ハ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占めるガス事業者の役員又は職員(過去二年間に当該ガス事業者の役員又は職員であつた者を含む)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、ガス事業者の役員又は職員(過去二年間に当該ガス事業

者の役員又は職員であつた者を含む)であること。

2 第三十六条の二の二第一項の登録は、ガス工作物検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 第三十六条の十六の検査の区分

四 登録を受けた者が検査を行う事業所の名稱及び所在地

第五条第六条の十九(見出しを含む)中「認定」を「登録」に改める。

第三十六条の二十第一項中「認定を」を「登録を」に、「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機

工作物検査機関に改め、同条第一項中「認定ガ

ス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改め、「第二十八条第一項」及び「技術上

の基準に適合する」を削る。

第三十六条の二十一中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機

工作物検査機関に改め、「第二十八条第一項」及び「技術上

の基準に適合する」を削る。

第三十六条の二十二第一項中「認定ガス工作

物検査機関」を「登録ガス工作物検査機

工作物検査機関に改め、同条第一項を次のように改める。

2 業務規程には、検査の実施方法、検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

第三十六条の二十三中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機

工作物検査機関に改め、同条の次に次の二条を加える。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十六条の二十三の二 登録ガス工作物検査機関は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事

業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において「電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」といふ。)を作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」といふ。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

2 ガス事業者その他の利害関係人は、登録ガス工作物検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録ガス工作物検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

3 正当な理由がないのに第三十六条の二十一の二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第三十六条の二十六第五号中「認定」を「登録」に改める。

第三十六条の二十七中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機

工作物検査機関に改め、「第三十七条第一項中「認定ガス工作物検査機

工作物検査機関」を「第三十六条の二の二第一項の登録を受けた者が」に、「第三十六条の二十三の規定による検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第三十六条の二十六の規定により同項の登録を取り消し、又は登録ガス工作物検査機関に対し検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録ガス工作物検査機関」に、「場合において」を「ときその他」に改める。

第三十七条の三第三号中「ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び経済産業省令で定めるその附属設備(以下「特定ガス工作物」という。)」を記載した書面の交付の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項

を記載した書面の交付の請求

第三十七条の三第三号中「ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び経済産業省令で定めるその附属設備(以下「特定ガス工作物」という。)」を記載した書面の交付の請求

第三十六条の二十四中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に、「第三十六条の十八各号」を「第三十六条の十八第一項各号」に改める。

第三十六条の二十五中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改める。

第三十六条の二十九中「認定する者又は経済産業大臣の承認する」を「登録を受けた」に改め、同条第二項中「認定又は承認」を「登録」に改める。

第五章第八節を同章第七節とする。

〔第五節 承認ガス用品検査機関〕を「第五節 外国登録ガス用品検査機関」に改める。

第三十九条の十六を次のように改める。

(適合性検査の義務等)

第三十九条の十六 第三十九条の十一第一項の登録を受けた者(外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受

けた者に限る。以下「外国登録ガス用品検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

を、「第三十六条の二十三の第一項若しくは」に改め、同項第四号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第三十六条の二十三の二第一項各号の規定による請求を拒んだとき。

の「第三十一条の二第一項中「ガス事業者」とあるのは「受検事業者」と、第三十六条の二十四中の「第三十六条の十八第一項各号」とあるのは「第三十九条の十四の三第一項各号」と、第三十六条の二十六第五号中「第三十六条の二の二第一項」とあるのは「第三十九条の十一第一項」と読み替えるものとする。
第三十九条の十五の二第一項中「認定ガス用品検査機関」を「第三十九条の十一第一項の登録

(登録の基準)
第三十九条の十四の三 経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。
一 國際標準化機構及び国際電気標準会議が

第三十六条の二十第一項、第三十六条の二十一から第三十六条の二十五まで及び第三十六条の二十七の規定は、外国登録ガス用品検査機関に準用する。この場合において、第三十六条の二十第二項中「経済産業省令」で定める方法」とあるのは「第三十九条の十第一項の

同条第一項中「承認ガス用品検査機関」を「外国登録ガス用品検査機関」に改める。

第一項の登録を取り消し、又は国内登録ガス用性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、同項において準用する第三十六条の二十六の規定により第三十九条の十一十六条の二十六の規定により第三十九条の十一

定めた製品の試験を行ふ機関に関する基準に適合するものであること。

経済産業省令で定める技術上の基準に適合する方法」と、第三十六条の二十第一項、第三十六条の二十一から第三十六条の二十三まで、第三十六条の二十五及び第三十六条の二十七中「検査」とあるのは「適合性検査」と、第

(適合性検査の義務等)
第三十九条の十五 第三十九条の十一第一項の登録を受けた者(国内にある事業所において適合性検査を行うこと)につき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録ガス用品検査

品検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録ガス用品検査機関に、「場合において」を「ときその他」に改める。

号、第三十九条の十五第一項及び第三十九条の十六第一項において「受検事業者」という。に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検事業者がその

三十六条の「十三の」第一項中「ガス事業者」とあるのは「受検事業者」と、第三十六条の「十四中「第二十六条の十八第一項各号」とあるのは「第三十九条の十四の三第一項各号」と、第三十六条の二十四及び第三十六条の二十五

機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

の次に次の二節を加える。

□ 登録申請者の役員（台名会社又は合資会社）にあつては、業務執行権を有する社員に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又

第三十九条の十七の見出し中「承認」を「登録」
するものとする。

十一から第二十九条の二十七までの規定は、国内登録ガス用品検査機関に準用する。この場合において、第三十六条の二十第一項中

より、経済産業省にて定める特定ガス用品の区分(以下単に「特定ガス用品の区分」という。)とともに、適合性検査を行おうとする者の

は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

に改め、同条第一項中「承認ガス用品検査機関が次の」を「外国登録ガス用品検査機関が次の」に、「その承認」を「その登録」に改め、同項第一項中「前条第二項」を「第三十九条の十四の四」に改め、同項第一号中「前条第二項」を「前条第一項の規定又は同条第二項」に、「第三十六条の二十一第一項」に、「又は」を「第三十六条の二十一第一項、」に、「又は」

「経済産業省令で定める方法」とあるのは「第三十九条の十第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合する方法」と、第三十六条の二十二第二項、第三十六条の二十一から第三十六条の二十三まで及び第三十六条の二十一から第三十六条の二十七までの規定中「検査」とあるのは「適合性検査」と、第三十六条

2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が次条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

第三十九条の十一第一項の登録は、ガス用品検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

2 表権を有する役員)が、受検事業者の役員又は職員(過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正)

第七条 挥発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定分析機関」を「登録分析機関」に改める。

第十六条の二、第十七条の三第二項及び第十七条の四第三項中「が指定する」を「の登録を受けた」に改める。

「第三章の二 指定分析機関」を「第三章の二 登録分析機関」に改める。

第十七条の十一の見出しへ(「登録分析機関の登録の申請」)に改め、同条第一項中「指定」を「登録」に改め、同条第二項中「経済産業省令で定める」を「別表の上欄に掲げる分析の」に改め、「当該分析業務を行う区域(以下「分析業務区域」という。)」を定めて「を削る。

第十七条の十二中「指定を受ける」を「登録を受ける」に改め、同条第一号中「指定」を「登録」に改める。

第十七条の十三を次のように改める。

(登録の基準)

第十七条の十三 経済産業大臣は、第十七条の十一の規定により分析機関の登録を申請した者(以下この項において「分析機関登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その分析機関の登録をしなければならない。

省令で定める手続は、経済産業機関の登録に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具を用いて分析業務を行つものである。

二 消防法(昭和二十三年法律第百八十八号)

第十三条の二第一項の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者が分析業務を実施するものであること。

三 分析機関登録申請者が、揮発油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者又は第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。の規定により確認を行うべき者(以下この号において「揮発油販売業者等」と総称する。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 分析機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、揮発油販売業者等がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ一)第二項の親会社をいう。)であること。

ロ 分析機関登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める揮発油販売業者の役員又は職員(過去二年間に当該揮発油販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 分析機関登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、揮発油販売業者等の役員又は職員(過去二年間に当該揮発油販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 分析の区分

四 分析業務を行う事業所

第十七条の十四を削る。

第十七条の十三の二の見出し及び同条第一項中「指定」を「登録」に改め、同条第二項中「指定」を「分析機関の登録」に改め、同条を第十七条の十四とする。

第十七条の十五第一項中「指定分析機関」を「分析機関の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 登録分析機関は、公正に、かつ、経済産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により分析業務を行わなければならない。

第十七条の十五第三項中「指定分析機関」を「登録分析機関」に改める。

第十七条の十六第一項中「指定分析機関」を「登録分析機関」に、「経済産業大臣の認可を受けなければ」を「分析業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 業務規程には、分析業務の実施方法、分析業務に関する料金その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

第十七条の十六第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

二 前号の書面の閲覧又は譲写の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したもの(閲覧又は譲写の請求

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求

二 前号の書面の閲覧又は譲写の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成さ

れているときは、当該電磁的記録に記録さ

れた事項を経済産業省令で定める方法によ

り表示したもの(閲覧又は譲写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電

磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項

を記載した書面の交付の請求

第十七条の十七中「指定分析機関」を「登録分析機関」に、「第十七条の十三第一号から第五号まで」を「第十七条の十三第一項各号のいずれか」に改める。

第十七条の十八の見出し中「廃止」を「休廃止」に改め、同条中「指定分析機関」を「登録分析機

関」に、「を廃止したときは、遅滞なく」を「の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ」に改める。

第十七条の十六の二 登録分析機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録)であつて、

二 分析機関の登録は、分析機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

第十七条の十九の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条中「指定分析機関」を「登録分析機関」に、「指定は」を「登録は」に改める。

第十七条の二十の見出しを「(登録の取消し等)」に改め、同条中「指定分析機関」を「登録分析機関」に、「分析機関の指定を取り消す」を「その登録を取り消し、又は期間を定めて分析業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十七条の十六第一項、第十七条の十六号の二第一項、第十七条の十八又は第十九条第五項の規定に違反したとき。

第十七条の二十第三号中「、第十七条の十六第三項」を削り、同条第四号を削り、同条第五号中「指定」を「登録」に改め、同号を同条第四号とする。

第十七条の二十一第一号中「指定」を「登録」に改め、同条第一号を削り、同条第三号中「第七条の十四第一項又は」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「指定を取り消した」を

「登録を取り消し、又は分析業務の停止を命じた」に改め、同号を同条第三号とする。

第十九条第五項並びに第二十条第一項及び第三項中「指定分析機関」を「登録分析機関」に改め、

「第二十四条中」一に「を」いずれかに「に改め、同条に次の一号を加える。

三 第十七条の二十の規定による分析業務の停止の命令に違反した者

第二十九条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第十七条の十四第二項」を削り、同条に次の一号

三 第十七条の十六の二第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

附則の次に次の別表を加える。

別表(第十七条の十一、第十七条の十三関係)

分 析 の 四 分	機 械 器 具
一 握発油販売業者の委託に係る握発油の分析	一 原子吸光分析計 イ 微量電量滴定式酸化法試験器 酸水素炎燃焼式試験器 紫外蛍光法試験器 ニ 波長分散型蛍光X線装置 三 ガスクロマトグラフ 四 ガム試験器
二 原子吸光分析計	一 次に掲げる機器のうちいづれか一の機器
三 ガスクロマトグラフ	二 次に掲げる機器のうちいづれか一の機器
四 ガム試験器	三 常圧法蒸留試験器 四 灯油生産業者、灯油輸入業者又は第十七条の十項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行ふべき者の委託に係る灯油の分析

一 次に掲げる機器のうちいづれか一の機器	一 次に掲げる機器のうちいづれか一の機器
二 次に掲げる機器のうちいづれか一の機器	二 次に掲げる機器のうちいづれか一の機器
三 常圧法蒸留試験器	三 常圧法蒸留試験器
四 灯油生産業者、灯油輸入業者又は第十七条の十項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行ふべき者の委託に係る灯油の分析	四 灯油生産業者、灯油輸入業者又は第十七条の十項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行ふべき者の委託に係る灯油の分析
五	五

(電気事業法の一部改正)

第八条 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定安全管理審査機関」を「登録安全管理審査機関」に、「指定調査機関」を「登録調査機関」に、「第九十二条の四」を「第九十二条の五」に改める。

第五十条の二第三項中「経済産業大臣又は經濟産業大臣が指定する者」を「経済産業省令で定める事業用電気工作物を設置する者にあつては

二 握発油生産業者、握発油輸入業者又は第十七条の四第二項の規定により確認を行ふべき者の委託に係る握発油の分析

二 原子吸光分析計
イ 微量電量滴定式酸化法試験器
酸水素炎燃焼式試験器
紫外蛍光法試験器
ニ 波長分散型蛍光X線装置
三 ガスクロマトグラフ
四 ガム試験器

経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣に改め、同条第五項中「が指定する」を「の登録を受けた」に改める。

第五十二条第三項中「又は経済産業大臣が指定する」を「の登録を受けた」に改め、同条第五項中「が指定する」を「の登録を受けた」に改める。

第五十五条第四項中「機構が」の下に「、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の特定電気工作物であつて経済産業省令で定め

るものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が」を加え、「又は経済産業大臣が指定する者」を削り、同条第六項中「が指定する」を「の登録を受けた」に改める。

第五十七条の二第一項中「が指定する」を「の登録を受けた」に、「指定調査機関を「登録調査機関」に改め、同条第二項及び第三項中「指定調査機関」を「登録調査機関」に改める。

「第五章 指定安全管理審査機関、指定試験機関及び指定調査機関」を「第五章 登録安全管理審査機関及び登録調査機関」に改める。

「第六章 指定安全管理審査機関」を「第一節 登録安全管理審査機関」に改める。

第六十七条の見出しを「(登録)」に改め、同条中「指定」を「登録」に、「経済産業省令で定める区分」を次に掲げる審査の区分(以下単に「審査の区分」という。)に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十五条の二第三項の審査

二 第五十二条第三項の審査

三 第五十五条第四項の審査

第六十八条中の「指定」を「の登録」に改め、同条第六十九条を次のように改める。

第六十九条の二第三項の審査

第六十九条を次のように改める。

第六十九条の二第三項の審査

(登録の基準)

第六十九条 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一次のいざれかに該当する者が安全管理審査を実施し、その人数が審査の区分ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十

六号)に基づく大学(短期大学を除く。)又

は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八

号)に基づく大学において電気工学科、土

木工学科、機械工学科若しくは経営工学科の課

程又はこれらに相当する課程を修めて卒

業した者であつて、電気工作物の工事、

維持若しくは運用に関する実務又は安全

管理審査に関する実務に通算して二年以上

上從事した経験を有するもの

口 学校教育法に基づく短期入学若しくは

高等専門学校又は旧専門学校令(明治三

十六年勅令第六十一号)に基づく専門学

校において電気工学科、土木工学科、機械工

学若しくは経営工学科の課程又はこれらに

相当する課程を修めて卒業した者であつ

て、電気工作物の工事、維持若しくは運

用に関する実務又は安全管理審査に関する

実務に通算して四年以上從事した経験を

を有するもの

ハ 電気工作物の工事、維持若しくは運用

に関する実務又は安全管理審査に関する

実務に通算して六年以上從事した経験を

を有する者

ハ 電気工作物の工事、維持若しくは運用

に関する実務又は安全管理審査に関する

実務に通算して六年以上從事した経験を

を有するもの

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社で

ある場合にあつては、審査対象電気工作

物設置者がその親会社(商法(明治三十二

年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第

一 項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める審査対象電気工作物設置者の役員又は職員(過去二年間に当該審査の対象電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表者を含む。)が、審査対象電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。)であることを。

録安全管理審査機関」に改める。

第七十三条第一項中「指定安全管理審査機関」に改め、「定め」の下に、安全管理審査の業務の開始前に「を加え、「の認可を受けなければ」に届け出なければならない。

2 業務規程には、安全管理審査の実施方法、安全管理審査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

第七十三条第二項を次のように改める。

第七十四条第一項中「指定安全管理審査機関」を「登録安全管理審査機関」に改める。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条(登録安全管理審査機関は、毎事業年度過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録の作成を含む。次項及び第一百二十二条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査を行う電気工作物を設置する者その他の利害関係人は、登録安全管理審査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録安全管理審査機関の定めた費用を支払わなければならない。

審査報告書

独立行政法人環境再生保全機構法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年五月八日

参議院議長 倉田 寛之殿
環境委員長 海野 徹

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、公害健康被害補償予防協会及び環境事業団を解散して独立行政法人環境再生保全機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行に要する経費として、平成十五年度一般会計予算(環境省所管)に約一億一千三百万円が計上されている。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の環境再生保全機構への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分發揮されるよう、本法の趣旨を徹底し、その運用に万全を期すこと。
二、環境再生保全機構への移行後においても、事

務・事業や組織の見直しを行い、法人運営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めるこ

と。また、同機構に引き継がれる環境事業団の延滞債権については、透明性を確保しつつ、迅速な回収・処理に全力を挙げること。

三、環境再生保全機構の業務の実績に関する評価

が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、環境省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。

四、環境再生保全機構の理事長その他の役員の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。

五、環境再生保全機構の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、環境大臣は、同機構の役員の報酬及び退職手当の水準を国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

六、環境再生保全機構への移行に当たっては、これまで維持されてきた特殊法人の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

七、公害健康被害予防事業については、地域のニーズ、被認定者の要望等を踏まえた上で、適切な措置を講ずべきである。

附帯決議

切かつ効率的な実施に努めること。

八、地球環境基金事業については、環境NGO等の極めて重要な活動基盤となっていることか

ら、引き続き同基金の確保・拡充に努めること。また、環境再生保全機構による助成計画や事業の評価基準の策定においては、NGO等の代表者の参加を得た第三者機関を設置し、助成を受けるNGO等の意見を十分反映できるようなものとすること。

九、PBCB廃棄物の確実な処理に必要な費用を確保するため、PBCB廃棄物処理基金の着実な造成に向けて、PBCB製造業者等に対する出えん要請を引き続き行っていくこと。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

独立行政法人環境再生保全機構法案

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十五年四月二十二日

参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 縊貫 民輔

独立行政法人環境再生保全機構法案
独立行政法人環境再生保全機構法

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第三条第五項及び

第四条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人環境再生保全機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第一条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人環境再生保全機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他環境の保全を図り、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

第五条 機構の資本金は、附則第三条第五項及び

第四条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政

官報(号外)

			第三章 業務等 (業務の範囲)
府は、当該出資した金額の全部又は一部が第十 四条第一項の公害健康被害予防基金又は第十五 条第一項の地球環境基金に充てるべきものであ るとときは、その金額を示すものとする。	3 機構は、前項の規定による政府の出資があつ たときは、その出資額により資本金を増加する ものとする。	第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、 次の業務を行う。 一 公害に係る健康被害の補償に関する次に掲 げる業務を行ふこと。 イ ばい煙発生施設等設置者(公害健康被害 の補償等に関する法律(昭和四十八年法律 第百十一号。以下この項及び次条において 「補償法」という。)第五十二条第一項のばい 煙発生施設等設置者をいう。)及び特定施設 等設置者(補償法第六十二条第一項の特定 施設等設置者をいう。)からの汚染負荷量賦 課金(補償法第五十二条第一項の汚染負荷 量賦課金をいう。)及び特定賦課金(補償法 第六十二条第一項の特定賦課金をいう。)の 徴収	日本を実施するものであることその他の政令で 定める要件に該当するもの
第七条 理事は、理事長の定めるところにより、 理事長を補佐して機構の業務を掌理する。	2 機構に、役員として、理事三人以内を置くこと。 (理事の職務及び権限等)	口 フェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する 特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第二 条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄 物をいう。以下同じ。)の処理を確実かつ適正 に行うことができる。 イ 日本国に主たる事務所を有する民間団 体(民間の発意に基づき活動を行う営利を 目的としない法人その他の団体をいう。以 下この号において同じ。)による開発途上地 域における環境の保全を図るために開 拓する活動であって次に掲げるものに対 し、助成金の交付を行ふこと。 イ 日本を実施するものであることその他の政令で 定める要件に該当するもの	2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の 業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境 の創出その他の環境の保全に関する調査研究、 情報の収集、整理及び提供並びに研修を行ふこ とができる。
第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事 の任期は二年とする。 (役員及び職員の地位)	3 前項ただし書の場合において、通則法第十九 条第二項の規定により理事長の職務を代理し又 は、理事とする。ただし、理事が置かれていない ときは、監事とする。	ハ 日本国内に主たる事務所を有する民間団 体による日本国内においてその環境の保全 を図るために活動で、広範な国民の参加を得 て行われるものであることその他の政令 で定める要件に該当するもの	第十二条 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の 業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境 の創出その他の環境の保全に関する調査研究、 情報の収集、整理及び提供並びに研修を行ふこ とができる。
第九条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十 年法律第四十五号)その他の罰則の適用につい ては、法令により公務に従事する職員とみな す。	3 機構は、前項の規定による政府の出資があつ たときは、その出資額により資本金を増加する ものとする。	ハ 日本を実施するものであることその他の政令で 定める要件に該当するもの	第十三条 機構は、通則法第二十九条第一項第一 項(同法第十五条の二において準用する 場合を含む。)の規定による維持管理積立金の 管理を行うこと。 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行 うこと。 (積立金の処分)
第十三条 機構は、通則法第二十九条第一項第一 項(同法第十五条の二において準用する 場合を含む。)の規定による維持管理積立金の 管理を行うこと。			

官報号外

号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち環境大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、前項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(公害健康被害予防基金)

第五条 機構は、第十条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために公害健康被害予防基金を設け、附則第三十条第十項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び同条第十二項の規定により政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額並びに第五条第二項後段の規定により地球環境基金に充るべきものとして政府が示した金額及び地球環境基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれを充てるものとする。

2 機構は、次の方針による場合を除くほか、地球環境基金を運用してはならない。

同条第十一項の規定により大気汚染物質排出施設設置者等(大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気の汚染

期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち環境

大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、前項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(公害健康被害予防基金)

第五条 機構は、第十条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために公害健康被害予防基金を設け、附則第三十条第十項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び同条第十二項の規定により政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額並びに第五条第二項後段の規定により地球環境基金に充るべきものとして政府が示した金額及び地球環境基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれを充てるものとする。

2 機構は、次の方針による場合を除くほか、地球環境基金を運用してはならない。

同条第十一項の規定により大気汚染物質排出施設設置者等(大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気の汚染

に関連のある事業活動を行う者をいう。以下同じ。)から拠出があったものとされた金額並びに

第五条第二項後段の規定により公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府が示した金額及び公害健康被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、公害健康被害予防基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

(地球環境基金)

第十五条 機構は、第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために

規定期により政府から出資があったものとされた金額及び同条第十二項の規定により政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額並びに第五条第二項後段の規定により地球環境基金に充るべきものとして政府が示した金額及び地球環境基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれを充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金)

第十六条 機構は、第十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に要する費用で環境省令で定める範囲内のものに充てるためにポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、附則第四条第十三項の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てられた金額並びに第三項の規定により交付を受けた補助金及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれを充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に

係る部分に限る。)の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金)

第十七条 機構は、第十条第一項第一号又は第二号の規定による承認をしようとするときは、

一 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

三 財政融資金への預託

(ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金)

券の取得

一 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

二 第十三条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第十五条第二項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第十八条 機構に係る通則法における主務大臣は次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、環境大臣

二 第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣

三 第十条に規定する業務のうち前号に掲げる業務以外のものに関する事項については、環境大臣

四 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十一条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の

官 報 (号 外)

規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。
この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十

この法律の規定により環境大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、

二 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第十四条第一項及び第十六条第一項において読み替えて準用する通則法第四十七條の規

定に違反して公害健康被害予防基金若しくは
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を運用

し、又は第十五条第二項の規定に違反して地
球環境基金を運用したとき。

附 貝

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

ただし、附則第十八條から第二十七條まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十

（環境事業団法の一部改正）
六年四月一日から施行する。

二条 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五条)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第十八条第一項第六号」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改め

官報(号外)

二 環境事業団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十四号)第一条による改正前の環境事業団法第十八条第一項第一号から第四号まで及び第五号

ホ 環境事業団法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十六号)による改正前の環境事業団法第十八条第一項第一号から第五号まで及び第七号

ヘ 旧事業団法第十八条第一項第一号から第五号まで

三 次に掲げる規定により貸付けられた資金に係る債権の管理及び回収を行うこと。

イ 公害防止事業団法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第四十三号)による改正前の公害防止事業団法第十八条第五号

ロ 公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第二十九号)による改正前の公害防止事業団法第十八条第五号

ハ 環境事業団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十四号)第一条による改正前の環境事業団法第十八条第一項第六号

二 環境事業団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十四号)第二条による改正前の環境事業団法第十八条第一項第六号

2 機構は、前項各号に掲げる業務(以下「承継業務」という。)の経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「承継勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

3 機構が承継業務を行う間、第十三条第一項、第十八条第一項第三号及び第二十二条第一号中「第十一条」とあるのは、「第十条及び附則第七条第一項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

4 機構が第一項第一号に掲げる業務を行う間、当該業務(旧事業団法第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置する業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。)に係る通則法における主務大臣は、前項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項第三号の規定にかかわらず、国土交通大臣とする。

5 機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う間、当該業務(旧事業団法第十八条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係るものに限る。)に要する費用の一部に充てるため、環境大臣の承認を受けた金額を第十二条に規定する公害健康被害補償予防業務に係る勘定から承継勘定に繰り入れることができる。

6 機構が第一項第一号に掲げる業務を行う間、通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれら者が法人であるときはその役員(いかなる名称による力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配権又は支配力を有する者を含む。)

7 機構は、第一項第一号に掲げる業務に係る事業実施計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、関係都道府

5 機構が第一項第一号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。)に要する費用の一部に充てるため、環境大臣の承認を受けた金額を第十二条に規定する公害健康被害補償予防業務に係る勘定から承継勘定に繰り入れることができる。

9 第七項に規定する主務大臣及び主務省令は、号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに関する事項については、国土交通大臣及び国土交通省令

10 第一項第一号に掲げる業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、環境大臣及び環境省令

11 第七項の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

12 第八条 機構は、承継業務に必要な費用に充てるため、環境大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は環境再生保全機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

13 前項の規定による債券(当該債券に係る債権が附則第十条の規定に基づき信託された金銭債権により担保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債券の弁済を受ける権利を有する。

14 第十条 機構は、環境大臣の認可を受けて、債券に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(次条において「信託会社等」という。)に信託することができる。

15 第十一条 機構は、環境大臣の認可を受けて、承継業務に要する資金を調達するため、その金銭債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することができる。

附則第十二条後段を削り、次のただし書きを加える。
ただし、旧法第十三条から第十五条まで、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

同条に次の二項を加える。

2 前項の認定を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律による認定を受けた者とみなす。

3 政府は、予算の範囲内において、第一項の規定により従前の例によりその認定をすることができるとき、その認定をすることができる。

第十条の規定により都道府県が支弁する費用及び旧法第十二条の規定により都道府県が補助する費用に充てるため、当該都道府県に対し、交付金を交付するものとする。

附則第十二条を附則第四条とし、附則第十三条を附則第五条とし、附則第十四条を削る。

附則第十五条中「附則第十二条」を「附則第四条第一項」に改め、同条を附則第六条とし、附則第十六条を削る。

附則第十七条第一項中「環境事業団」を「機構」に改め、同条を附則第七条とし、附則第十八条を附則第八条とし、附則第十九条を削る。

附則第十九条の二第一項中「協会」を「機構」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第十九条の三第一項中「協会は、第九十一条の二第一項」を「機構は、独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第号)以下「機構法」という。」第十四条第一項に、「者」を「大気汚染物質排出施設設置者等」に、「第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務(こ

れらに附帯する業務を含む。」を「第六十八条に規定する業務」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第十九条の四(見出しを含む。)中「協会」を「機構」に、「第九十八条の二第一項」を「機構予防基金」に、「第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」を「第六十八条に規定する業務」に改め、同条を附則第十二条とする。

法第十四条第一項に、「基金」を「公害健康被害予防基金」に、「第八十八条第四号及び第五号に

掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」を「第六十八条に規定する業務」に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第二十条から第二十二条までを削る。

附則第十二条とする。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 旧補償法(第七十六条及び第八十六条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は前条の規定による改正後の公害健康被害の補償等に関する法律

中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（環境事業団法の廃止）

第二十条 環境事業団法は、廃止する。

（環境事業団法の廃止に伴う経過措置）

第二十一条 旧事業団法(第九条を除く。)の規定を附則第八条とし、附則第十九条を削る。

附則第十九条の二第一項中「協会」を「機構」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第十九条の三第一項中「協会は、第九十一条の二第一項」に改め、同条を附則第十一条に掲げる。

（環境事業団法の廃止）

第二十二条 旧事業費事業者負担法の一部改正に伴う経過措置

第十九条 旧補償法(第七十六条及び第八十六条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は前条の規定による改正後の公害健康被害の補償等に関する法律

中の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

（環境事業団法の廃止）

第二十三条 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の一部を次のよう

に改正する。

（公害防止事業費事業者負担法の一部改正）

第十八条を削り、第十九条を第十八条とす

る。

（公害防止事業費事業者負担法の一部改正）

第十八条を削り、第十九条を第十八条とす

二二項を同条とする。

（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 前条の規定による改正前の公害の防

止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に

関する法律(以下この条において「旧特別措置法」という。)第六条第一項の規定は、機構が附

則第七条第一項第一号の規定に基づいて行う事

業(旧事業団法第十八条第一項第二号に掲げるも

のに限る。)により設置する施設の譲受けを含む

ものとし、当該譲受けの事業に係る前条による

改正前の同法第十八条の規定の適用について

は、なお従前の例による。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の

特別措置に関する法律の一部改正)

第二十七条 附則第十八条及び第二十条の規定の

施行前にした行為並びにこの附則の規定により

なお従前の例によることとされる場合における

この法律の施行後にした行為に対する罰則の適

用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十八条 附則第十八条及び第二十条の規定の

施行前にした行為並びにこの附則の規定により

なお従前の例によることとされる場合における

この法律の施行後にした行為に対する罰則の適

用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十九条 附則第三条から第五条まで、第七条

から第十六条まで、第十九条、第二十二条、第

二十四条及び前二条に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

る。

(地方自治法の一部改正)

第二十九条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第二百十一号)」の項中「第二百三十九条第一項及び第三項」を「第二百三十九条第一項及び第四項」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第三十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「環境事業団」を削る。

(所得税法の一部改正)

第三十一条 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一「第一号の表環境事業団の項及び公害健康被害補償予防協会の項を削る。」

(法人税法の一部改正)

第三十二条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一「第一号の表環境事業団の項及び別表第一号の表公害健康被害補償予防協会の項を削る。」

(印紙税法の一部改正)

第三十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二「環境事業団の項を削る。」

(登録免許税法の一部改正)

第三十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二「環境事業団の項を削る。」

(消費税法の一部改正)

第三十五条 消費税法(昭和六十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三「第一号の表環境事業団の項及び公害健康被害補償予防協会の項を削る。」

第三十六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一「環境事業団の項及び公害健康被害補償予防協会の項を削る。」

審査報告書

日本環境安全事業株式会社法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年五月八日

環境委員長 海野 徹

参議院議長 倉田 寛之殿

日本環境安全事業株式会社法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

別表第一「第一号の表環境事業団の項及び公害健康被害補償予防協会の項を削る。」

(法人税法の一部改正)

第三十二条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一「第一号の表環境事業団の項及び別表第一号の表公害健康被害補償予防協会の項を削る。」

(印紙税法の一部改正)

第三十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二「環境事業団の項を削る。」

(登録免許税法の一部改正)

第三十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二「環境事業団の項を削る。」

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、日本環境安全事業株式会社の経営に当たっては、環境事業団がこれまで行ってきた事業の展開

内容やその効果について十分に検証を行い、国から財政支援に頼らずとも健全経営が可能となるよう、将来の民営化をも見据えた事業の展開に努めること。

二、日本環境安全事業株式会社の役員については、業務内容に応じた適切な人材を配する観点から、民間人を積極的に雇用するよう努めること。

三、日本環境安全事業株式会社に対する国の監督責任を明確にした上で、P.C.B.廃棄物の処理の必要性、安全性等について、広く啓発普及を行うとともに、処理施設の運転状況や周辺環境への影響等に関する情報の公開を徹底的に行うことにより、国民の信頼を確保するよう努めること。

四、P.C.B.廃棄物処理事業の実施に当たっては、安全性の確保に万全を期した上で、処理コストの低減に努めつつ、期間内処理が確実に達成されるよう努めること。

五、P.C.B.廃棄物処理施設の円滑な整備を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等の環境の保全上の支障の防止のための事業を行う日本環境安全事業株式会社を設立しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

右決議する。

日本環境安全事業株式会社法案
参議院議長 倉田 寛之殿

日本環境安全事業株式会社法案
日本環境安全事業株式会社法

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十五年四月二十二日
衆議院議長 編貫 民輔

他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受け
る権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九 年法律第八十九号)の規定による一般の先取特 権に次ぐものとする。

第二章 経営の健全性及び安定性の確保

(株式)

第四条 政府は、会社がポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビ

フェニル廃棄物をいう。以下同じ。)の処理に係る事業(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業」という。)を經營する間、会社の総株主の議決権の過半数を保有していなければならぬ。

2 会社は、新株・新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

3 会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
(長期借入金)

第五条 会社は、弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第六条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定

及び解職並びに監査役の選定及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の八

第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業基本計画)

第七条 会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基準に従い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置の場所、当該処理施設における処理量の見込み及び処理の方法その他環境省令で定める事業の基本となる事項に関する計画(以下「事業基本計画」という。)を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。事業基本計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(事業計画)

第八条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、環境大臣の認可を受けるなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第九条 会社は、環境省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第十条 会社の定款の変更、利益の処分、合併、分割及び解散の決議は、環境大臣の認可を受けなければならない。

(財務諸表)

第十二条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及

び営業報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(債務保証)

第十二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるず、国会の議決を経た金額の範囲内において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に要する費用に充てるための会社の長期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条

第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(監督)

第十三条 会社は、環境大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 環境大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるとする。

(報告及び検査)

第十四条 環境大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。

役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第十八条 第十六条第一項の罪は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第四条の例に従う。

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣との協議)

第十五条 環境大臣は、第一条第一項、第四条第二項、第五条、第七条から第九条まで又は第十一条(会社の定款の変更の決議に係るもの)に係る会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四章 執則

第十六条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第十八条 第十六条第一項の罪は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第四条の例に従う。

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執

官 報 (号外)

行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした会社の取締役、執行役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第一条第二項の規定に違反して、事業を営んだとき。

二 第四条第二項の規定に違反して、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行したとき。

三 第四条第三項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行わなかったとき。

四 第五条の規定に違反して、資金を借り入れたとき。

五 第七条の規定に違反して、事業基本計画の認可を受けなかったとき。

六 第八条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。

七 第九条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

八 第十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

九 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十一条 第二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(会社の事業)

第一条 会社は、当分の間、独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第号。以下「機構法」という。)附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号。以下「旧事業団法」という。)第十八条第一項第九号の業務に係る機材で機構法附則第四条第一項の規定により会社が承継したもの貸付けの事業を経営することができる。

2 前項に規定する事業については、会社の成立の日に、第一条第二項の環境大臣の認可を受けたものとみなす。

3 政府は、会社の成立後五年を目途に、第一項の事業を終了させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(会社の在り方の検討)

第三条 政府は、特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)第五条第一項に規定する特殊法人等整理合理化計画(環境事業団に係る部分に限る。)に基づき、平成二十八年三月三十一日までの間に、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の状況等を勘案しつつ、会社の在り方について、この法律の廃止及び会社の民営化を含めた見直しを行うものとする。

(設立委員)

第四条 環境大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

(出資)

第八条 事業団は、会社の設立に際し、会社に対し、機構法附則第四条第五項の認可を受けた同条第一項の承継計画書において定めるところにより、その財産を出資するものとする。

(創立総会)

第九条 会社の設立に係る商法第一百八十九条第一項の規定の適用については、同項中「第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本環境安全事業株式会社法附則第七条第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

(会社の設立に際して発行する株式)

第六条 会社の設立に際して発行する株式に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)第一百六十一条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項の規定にかかるわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本環境安全事業株式会社法」とす。

(株式の引受け)

第七条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、環境事業団(以下「事業団」という。)が引き受けるものとし、設立委員は、これを事業団に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(商法の適用除外)

第十二条 事業団が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(政府への無償譲渡)

第十三条 事業団が出資によって取得する会社の株式は、会社の設立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(設立の登記)

第十四条 機構法附則第四条第一項の規定により会社に承継される事業団の長期借入金に係る債務について旧事業団法第二十八条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前条件により存続するものとする。

(商号についての経過措置)

第十五条 第二条の規定は、この法律の施行の際にその商号中に日本環境安全事業株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

君
沓掛
哲男君

郎君

第十六条 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、第八条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」
二十一。

(政令への委任)
第十七条 附則第四条から前条までに規定するもののはか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

投票者氏名
日程第一　港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第二　空港整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

二〇六

閣提出、衆議院送付)
日程第一 空港整備法
(内閣提出、衆議院送付)

付
法の一部を

阿南	愛知	治郎君	正喜君	一成君
河本	有村	治子君		
英典君	市川	一朗君		
片山虎之助君	岩井	國臣君		
景山俊太郎君	岩永	浩美君		
加納	魚住	汎英君		
時男君	尾辻	秀久君		
加治屋義人君	大野つや子君			
木村	上野	岩城	泉	青木
金田	小野	光英君	入澤	有馬
柏村	大島			幹雄君
狩野	岡田			朗人君
加藤	慶久君			信也君
紀文君	廣君			肇君
安君				阿部
仁君				正俊君

岸	小泉	顕雄君
小林	鴻池	温君
斎藤	佐々木知子君	祥肇君
清水	陣内	達雄君
田浦	世耕	弘成君
田村	孝雄君	直君君
谷川	伊達	公平君
月原	忠二君	吉宏君
鶴保	伊達	秀善君
中島	秀善君	茂皓君
西田	中原	真人君
野上浩太郎君	爽君	吉宏君
南野知恵子君	林	芳正君
福島啓史郎君	林	芳正君
保坂	舛添	要一君
松山	三藏君	岩夫君
溝子	政司君	顯正君
森下	矢野	恒雄君
山崎	哲朗君	博之君
森元	英利君	力君

小斎平敏	文君	杏掛
後藤	博子君	哲男君
佐藤	泰三君	剛君
山東	昭子君	
椎名	一保君	
鈴木	政三君	
谷	勝嗣君	
田中	直紀君	
田村耕太郎君		
竹山	裕君	
段本	幸男君	
常田	享詳君	
中川	義雄君	
中曾根弘文君		
仲道	俊哉君	
西銘順志郎君		
野間	赴君	
服部三男雄君		
日出	英輔君	
藤井	基之君	
真鍋	賢二君	
松谷倉一郎君		
森田	秀樹君	
森山	次夫君	
三浦	龍二君	
山内	裕君	
山崎	一水君	
山下	俊夫君	
善彦君	正昭君	

吉村剛太郎君	山本	太一君
脇	朝日	池口
雅史君	俊弘君	修次君
司君	五月君	岩本
勝也君	耕平君	江田
大塚	勝木	小川
川橋	勝木	川橋
北澤	俊美君	大塚
小林	元君	北澤
佐藤	道夫君	小林
齋藤	幸子君	佐藤
勁君	俊美君	齋藤
樺葉賀津也君	道夫君	佐藤
高嶋	良充君	高嶋
谷	博之君	千葉
内藤	景子君	辻
中島	泰弘君	内藤
羽田雄一郎君	正光君	中島
平田	健二君	羽田雄一郎君
福山	哲郎君	平田
藤原	正司君	福山
柳田	稔君	藤原
峰崎	直樹君	柳田
松井	孝治君	峰崎
山根	隆治君	松井
和田ひろ子君	満治君	山根

魚住裕一郎君	風間 木庭健太郎君	白浜 一良君	紀 訓弘君
遠山 清彦君	浜四津敏子君	山口那津男君	松 あきら君
弘友 和夫君	大江 康弘君	山本 香苗君	山本 香苗君
渡辺 孝男君	田名部匡省君	高橋紀世子君	高橋紀世子君
森 ゆうこ君	平野 貞夫君	廣野ただし君	廣野ただし君
渡辺 秀央君	大田 昌秀君	福島 瑞穂君	福島 瑞穂君
黒岩 征治君	又市 宇洋君	中村 敦夫君	齊藤 滋宣君
緒方 靖夫君	市田 忠義君	紙 智子君	小泉 親司君
井上 美代君			

加藤	草川	昭三君	修一君
澤	たまき君		
高野	鶴岡	浜田卓二郎君	博師君
日笠	勝之君	潤一君	
福本	森本	晃司君	
山下	山本	栄一君	保君
岩本	岩本	莊太君	
島袋	山村	秀昭君	
山本	西岡	武夫君	
平野	田村	宗康君	
松岡満壽男君	西岡	達男君	
山本	正和君		
大脇	田		
椎名	田		
本岡	大渕		
	岩佐		
	井上		
	池田		
	辰美君		
大門美紀史君	小池		
	辰美君		

官 報 (号 外)

平成十五年五月九日 参議院会議録第一二一號

日程第二 公益法人に係る改革を推進するための
経済産業省関係法律の整備に関する法律案(内閣
提出)

賛成者氏名

富樺 煙野 君枝君	練三君	西山登紀子君
林 紀子君	八田ひろ子君	八田ひろ子君
宮本 岳志君	筆坂 秀世君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	吉岡 吉典君	
阿南 一成君	一九六名	
愛知 治郎君	阿部 正俊君	
荒井 正吾君	青木 幹雄君	
岩井 有村 治子君	有馬 朗人君	
市川 岩城 光英君	泉 信也君	
大野 つや子君	入澤 肇君	
魚住 況英君	西田 吉宏君	
尾辻 秀久君	中原 中島	
岡田 國臣君	秀善君	
加藤 紀文君	茂皓君	
狩野 安君	唐介君	
金田 武昭君	鶴保 真人君	
木村 仁君	月原 公平君	
後藤 博子君	伊達 忠一君	
斎藤 剛君	田浦 直君	
近藤 泰三君	田村 公平君	
佐藤 斎藤	世耕 弘成君	
十朗君	大塚 耕平君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 勝也君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	反対者氏名	
	三三名	
	井上 哲士君	
	池田 幹幸君	
	黒岩 宇洋君	
	又市 征治君	
	中村 敦夫君	
	大沢 残美君	
	岩佐 恵美君	
	大門実紀史君	
	西山登紀子君	
	八田ひろ子君	
	筆坂 秀世君	
	吉岡 吉典君	
	大江 康弘君	
	田名部匡省君	
	高橋紀世子君	
	吉川 春子君	
	島袋 宗康君	
	林 紀子君	
	富樺 練三君	
	君枝君	
	吉川 春子君	
	西岡 武夫君	
	平野 達男君	
	松岡満壽男君	
	渡辺 秀央君	
	森 ゆうこ君	
	森 広野ただし君	
	森 ゆうこ君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	
	小川 敏夫君	
	大塚 耕平君	
	北澤 俊美君	
	勝木 健司君	
	川橋 幸子君	
	江田 小川	

日程第四 独立行政法人環境再生保全機構法案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君

愛知 治郎君

荒井 有村

市川 一朗君

岩永 魚住

岡田 大野つや子君

柏村 武昭君

加藤 紀文君

木村 仁君

金田 勝年君

狩野 安君

秀久君

汎英君

國臣君

治子君

浩美君

一朗君

朗人君

泉 信也君

幹雄君

肇君

月原 茂皓君

中原 爽君

西田 吉宏君

野上 浩太郎君

南野知恵子君

林 芳正君

福島啓史郎君

坂 三藏君

日出 英輔君

野間 起君

西田 鶴保

中原 唐介君

中川 義雄君

仲道 俊哉君

西銘順志郎君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

高橋 千秋君

佐藤 雄平君

櫻井 寛君

佐藤 道夫君

齊藤 勲君

樺葉賀津也君

高嶋 良充君

辻 泰弘君

中島 章夫君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

高橋 千秋君

佐藤 雄平君

櫻井 寛君

佐藤 道夫君

齊藤 勲君

樺葉賀津也君

高嶋 良充君

辻 泰弘君

中島 章夫君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

泉 朗人君

入澤 信也君

肇君

月原 茂皓君

中島 真人君

千葉 景子君

辻 泰弘君

谷 博之君

常田 享詳君

中曾根弘文君

段本 一九二名

阿部 正俊君

青木 有馬

有馬 幹雄君

官報(号外)

平成十五年五月九日 参議院会議録第二十一号

投票者氏名

質問主意書及び答弁書

岩城 光英君	上野 公成君	小野 清子君	大島 慶久君	扇 千景君	尾辻 秀久君	岩永 浩美君	魚住 汎英君
加治屋義人君	時男君	片山虎之助君	河本 英典君	岸 宏一君	鴻池 祥肇君	佐々木知子君	岸 小泉
加納 景山俊太郎君	英典君	河本 豊彦君	鴻池 温君	斎藤 滋宣君	鴻池 祥肇君	佐々木知子君	鴻池 温君
景山俊太郎君	英典君	片山虎之助君	佐々木知子君	鴻池 祥肇君	佐々木知子君	鴻池 祥肇君	佐々木知子君
大島 慶久君	時男君	河本 豊彦君	鴻池 温君	斎藤 滋宣君	鴻池 祥肇君	佐々木知子君	鴻池 温君

大野つや子君	廣君	岡田 紀文君	松村 龍二君	三浦 一水君	宮崎 宜樹君	森山 次夫君	宮崎 宜樹君
加藤 紀文君	安君	大野つや子君	龍二君	三浦 一水君	宮崎 宜樹君	森山 次夫君	宮崎 宜樹君
大野つや子君	廣君	岡田 紀文君	龍二君	三浦 一水君	宮崎 宜樹君	森山 次夫君	宮崎 宜樹君
松村 龍二君	廣君	岡田 紀文君	龍二君	三浦 一水君	宮崎 宜樹君	森山 次夫君	宮崎 宜樹君
松村 龍二君	廣君	岡田 紀文君	龍二君	三浦 一水君	宮崎 宜樹君	森山 次夫君	宮崎 宜樹君

藤井 基之君	真鍋 賢二君	岩永 浩美君	魚住 汎英君	尾辻 秀久君	大野つや子君	松田 岩夫君	上野 公成君
真鍋 賢二君	岩永 浩美君	魚住 汎英君	尾辻 秀久君	大野つや子君	松田 岩夫君	上野 公成君	魚住 汎英君
岩永 浩美君	魚住 汎英君	尾辻 秀久君	大野つや子君	松田 岩夫君	上野 公成君	魚住 汎英君	尾辻 秀久君
魚住 汎英君	尾辻 秀久君	大野つや子君	松田 岩夫君	上野 公成君	魚住 汎英君	尾辻 秀久君	大野つや子君
尾辻 秀久君	大野つや子君	松田 岩夫君	上野 公成君	魚住 汎英君	尾辻 秀久君	大野つや子君	松田 岩夫君

藤井 基之君	真鍋 賢二君	岩永 浩美君	魚住 汎英君	尾辻 秀久君	大野つや子君	松田 岩夫君	上野 公成君
真鍋 賢二君	岩永 浩美君	魚住 汎英君	尾辻 秀久君	大野つや子君	松田 岩夫君	上野 公成君	魚住 汎英君
岩永 浩美君	魚住 汎英君	尾辻 秀久君	大野つや子君	松田 岩夫君	上野 公成君	魚住 汎英君	尾辻 秀久君
魚住 汎英君	尾辻 秀久君	大野つや子君	松田 岩夫君	上野 公成君	魚住 汎英君	尾辻 秀久君	大野つや子君
尾辻 秀久君	大野つや子君	松田 岩夫君	上野 公成君	魚住 汎英君	尾辻 秀久君	大野つや子君	松田 岩夫君

信田 邦雄君	長谷川 清君	福山 哲郎君	藤原 正司君	西岡 武夫君	岩本 荘太君	島袋 宗康君	平野 達男君
長谷川 清君	福山 哲郎君	藤原 正司君	西岡 武夫君	岩本 荘太君	島袋 宗康君	平野 達男君	信田 邦雄君
福山 哲郎君	藤原 正司君	西岡 武夫君	岩本 荘太君	島袋 宗康君	平野 達男君	信田 邦雄君	長谷川 清君
藤原 正司君	西岡 武夫君	岩本 荘太君	島袋 宗康君	平野 達男君	信田 邦雄君	長谷川 清君	福山 哲郎君
西岡 武夫君	岩本 荘太君	島袋 宗康君	平野 達男君	信田 邦雄君	長谷川 清君	福山 哲郎君	藤原 正司君

羽田雄一郎君	西山登紀子君	平田健二君	信田邦雄君	長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君
西山登紀子君	平田健二君	信田邦雄君	長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君
平田健二君	信田邦雄君	長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君
信田邦雄君	長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君	平田健二君
長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君	平田健二君	信田邦雄君

西山登紀子君	平田健二君	信田邦雄君	長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君
平田健二君	信田邦雄君	長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君
信田邦雄君	長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君	平田健二君
長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君	平田健二君	信田邦雄君
八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君	平田健二君	信田邦雄君	長谷川清君

西山登紀子君	平田健二君	信田邦雄君	長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君
平田健二君	信田邦雄君	長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君
信田邦雄君	長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君	平田健二君
長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君	平田健二君	信田邦雄君
八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君	平田健二君	信田邦雄君	長谷川清君

西山登紀子君	平田健二君	信田邦雄君	長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君
平田健二君	信田邦雄君	長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君
信田邦雄君	長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君	平田健二君
長谷川清君	八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君	平田健二君	信田邦雄君
八田ひろ子君	筆坂秀世君	宮本岳志君	羽田雄一郎君	西山登紀子君	平田健二君	信田邦雄君	長谷川清君

「難病対策見直し」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年三月十九日

参議院議長 倉田 寛之殿

大脇 雅子

日本の難病対策は、昭和四七年に策定された厚生省当時の「難病対策要綱」の下、進められてきた。対象となる疾病的範囲は、「①原因不明、治療法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少くない疾病」、「②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも

負担の大きい疾病」の一項目に整理して、「難病を医学的・社会的側面からとらえて対策を講じたことは一定の評価に値する。しかし、平成一五年度予算における難病対策は、昨年八月に出された厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会の中間報告を踏まえて、各種見直しがされようとしている。厳しい経済情勢の中で行われる今回の見直しは、「難病患者といえども『痛み』に耐えてもらう」という政府の姿勢が貫かれており、これにより、薬を服用しながら辛うじて就労を続け、日々難病と闘っておられる多くの患者の方々は、更なる窮地に追いやられることになる。厳しい時代にこそ、患者の背中を暖かく後押しする支援策を強く望む観点から、以下、質問する。

一、医療費負担に対する支援制度見直しについて

現行の医療費負担への支援制度は、日常生活に著しい支障のある重症患者及びスモン、クロ

イツフェルト・ヤコブ病、劇症肝炎、重症急性肺炎患者については、自己負担分の全額公費負担が実施され、それ以外の患者に対しては、入院患者の一医療機関につき月額一四〇〇円限度制、入院以外は薬剤の一部負担金を含め、医療機関ごとに月額一〇〇〇円限度制が敷かれ、難病患者の治療促進に大きく貢献してきた。しかし、今回の見直しでは、「低所得者及び重症者については、全額公費負担」とする一方、「日常生活に特段の支障がなく就労等也可能な軽症の期間にある者については、一般医療の扱いとする」との方向が打ち出され、自己負担分への支援が打ち切られ、患者の所得に応じた医療費の自己負担が導入されることになり、難病患者の不安を呼び起こしている。

場合は、どのような手続となるか。具体的にどの機関がどのような基準に基づき判断するのか。

2 一般医療扱いとされた場合の医療費自己負

担額は、通常の健康保険制度に沿って、三割負担となるのか、あるいは、身体障害者に対する更生医療給付に準じて算定されるのか。

難病患者の治療法及び治療薬等は医療保険適用外のものも多い上、薬代も高額となっており、患者の負担が過度に重くなることが考えられる。その点に対する配慮は具体的にどのように考えているか。

3 更生医療給付の場合は、世帯全体の所得税額に対する徴収額が決められているが、難病の場合は、所得税は世帯全体か、本人のみか。

「疾患については、治療研究事業の対象とする必要性が相対的に大きく減ったものとして評価をし直し、対象外とする方向も打ち出された。中間報告では「患者数が五万人を上回った疾患や：治療成績等の面で大きく状況が変化したと考えられる疾患については、：特定疾患として取り扱うことが適当かどうか定期的に評価を行うことについて検討する必要がある」とされ、評価については、現在、厚生労働省の研究班が作業中とのことだが、

難病対策の重要な柱である調査研究事業においては、国際的な連携を強化して早急な治療法の確立を実現するとともに、それぞれの疾患について、どこまで解明が進み、どこまで解明できていないなどの説明と評価を、患者及び国民に対して示すべきだと思うが、政府の見解を明らかにされたい。

四、難病対策について

難病対策の確立を実現するとともに、それぞれの疾患について、どこまで解明が進み、どこまで解明できていないなどの説明と評価を、患者及び国民に対して示すべきだと思うが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

官報(号外)

4 難病登録患者に付与されている「特定疾患医療受給者証」は、一般医療扱いになつた場合、どのような扱いになるか。また、いったん、軽症と認定されて「受給者証」を返却した人が、再び症状が重くなり「受給者証」を再発行してもらう場合は、再申請の手続等においてタイムラグが生じないよう最大限の配慮をするべきと思うが、政府の見解を明らかにされたい。

1 四五疾患のうち対象外として想定されるのは、具体的にどの病気で、いつ頃確定されるか。

平成十五年四月二十五日

参議院議長 倉田 寛之殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議員大脇雅子君提出「難病対策見直し」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大脇雅子君提出「難病対策見直し」に関する質問に対する答弁書

一、1及び2について

参議院議員大脇雅子君提出「難病対策見直し」に関する質問に対する答弁書

5 現在、就労している難病患者が退職した場合、更生医療給付に準じた徴収金額であっても、前年度の所得税額による算出額であると、家計への負担は重くなる。負担軽減のための移行措置を考える必要があると思うが、政府の見解を明らかにされたい。

3、難病相談支援センターの整備について

さらに、今回の見直しで新たに難病相談支援センター（以下「センター」という。）が、都道府県に設置される。センターは、各自治体の努力によって既に設置されているところもあり、国の事業として新規に取り組まれることで、各都道府県の難病への理解、支援策の拡充、情報へ

官 報 (号 外)

四年八月二十三日付けの厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会の中間報告を踏まえ、医療費の自己負担の仕組みも含めた制度の見直しを検討しているところである。具体的には、治療の結果症状が改善し、経過観察等一定の通院管理の下で、著しい制限を受けることなく就労等を含む日常生活を営むことができると判断される患者(以下「軽快者」という。)については、特定疾患治療研究事業による公費負担医療の対象とせず、医療保険各法等の規定に基づく一部負担金の支払を求める方向で見直すことを検討している。

特定疾患治療研究事業の対象となる患者であるか否か及びその重症度については、従来から、対象疾患ごとに定められた認定基準に基づき、都道府県知事が、毎年度、医学の専門家等で構成される都道府県特定疾患対策協議会の意見を踏まえて認定し、特定疾患医療受給者証の更新等を行っているところであり、軽快者に該当するか否かについても、同様の手続により判断することになるものと考えている。

また、軽快者は、一定の通院管理の下で、著しい制限を受けることなく就労等を含む日常生活を営むことができる者であるとともに、その医療費負担が過度に重くなることはないものと考えている。

基準を参考に、手続の簡素化や負担の公平性を考慮しつつ、患者の生計を中心として維持する者の所得を基に決定する案を中心に検討していくところである。

軽快者に係る特定疾患医療受給者証の取扱いについては、現在検討しているところである。

は、医師が症状の悪化を確認した日にさかのぼって特定疾患治療研究事業による公費負担医療の対象とする方向で検討している。

の5について

の取扱いを参考に、家計に過度の負担が生じない仕組みを検討しているところである。

二について 特定疾患治療研究事業の対象となる疾患につ

いては、学識経験者で構成される特定疾患審査会が、懇談会の意見を踏まえて決定しているところで、あるが、平成十五年三月二十八日に開催された同懇談会においては、現在対象となっている四

十五の発見を引き継ぎ文献としてしていくことが確認されたところであります。現時点では特定の疾患の対象外とすることは考えていない。

なお、医療技術の進歩に伴い、将来的に特定の疾患を特定疾患治療研究事業の対象外とする

場合には患

三について
難病患者及びその家族に対するきめ細やかな
相談及び支援を行う難病相談・支援センターにてまいりたい。

特定疾患治療研究事業による公費負担医療による公費負担医療の上限額について、身体障害者に対する更生医療、難病患者等居宅生活支援事業等に係る徴収において重症患者以外の者から求める自己負担の上限額については、身体障害者に対する更生医

質問主意書及び答弁書

難病患者及びその家族に対するきめ細やかな相談及び支援を行う難病相談・支援センターに

については、都道府県がこれを設置した場合に施設整備費、設備整備費及び事業費に対しても国が補助するものであり、現時点で平成十五年度中に設置予定の都道府県は確定していないが、平成十五年度予算においては、全都道府県のおおむね三分の一に対して補助できるよう、所要の経費を計上しているところである。

四について

いわゆる難病に係る調査研究としては、根本的な治療法が確立しておらずかつ、後遺症を残すおそれが少くない難治性疾患に対して、病状の進行の阻止又は機能の回復若しくは再生を目指した画期的な診断法及び治療法の研究開発の推進に資することを目的とする難治性疾患克服研究事業を実施しており、これらの研究の成果については、その概要を国立保健医療科学院のホームページ上で順次公表しているところである。

五月七日議長において、左のとおり議席を指定した。

一六 圖書

岡田 広君

应
君

五五

官 報 (号 外)

平成十五年五月九日 参議院会議録第一二一号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
二東京都港区虎ノ門一丁目
三番四号
四行政法人日本印刷局
五